５　年　保　存
平成30年12月31日満了

ＦＮｏ．－43000106
崎運免（講）第108号
平成２５年８月２９日

交通部所属長
各警察署長　殿

長崎県警察本部長

長崎県警察高齢者講習等指導要領について（通達）

高齢者講習については、長崎県警察高齢者講習等指導要領について（平成24年３月８日付け崎運免（講）第38号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、このたび、平成25年９月１日から施行される道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第２号）により、認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等が改正されたことから、所要の見直しを行い、見出し要領についても同様に改正する必要があることから、別添のとおり制定し、平成25年９月１日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、平成25年９月１日をもって廃止する。

別添

長崎県警察高齢者講習等指導要領

第１　総則

１　目的

本要領は、高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第13号。以下「公安委員会規則」という。）第３条に定める受託者（以下同じ。）の行う高齢者講習、チャレンジ講習、特定任意高齢者講習（簡易）、特定任意高齢者講習（シニア運転者）（以下「講習等」という。）及び認知機能検査を適正かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

２　定義

本要領における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 高齢者講習

次の者のうち70歳以上75歳未満のものに対しては、高齢者特有の身体機能の低下を自覚させるため、運転適性検査器材等を使用させるとともに、実際に自動車等を運転させ、個々に応じた安全運転の方法について具体的に指導する講習、75歳以上の者に対しては、認知機能検査及び運転適性検査器材の結果に基づいた記憶力、判断力、運動機能、視力及び視野の状況を踏まえた安全運転の方法について指導する講習をいう。

ア　運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けようとする者のうち、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者

イ　免許証の有効期間の更新を受けなかった者のうち、その者の免許の効力が失われた日から起算して６か月（海外旅行、災害、病気等やむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者については、当該事情がやんだ日から起算して１か月）を経過しない者（以下「特定失効者」という。）で、かつ、免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者

(2) チャレンジ講習

普通自動車を運転できる免許を有する者のうち講習を希望する者を対象に編成した講習をいう。

(3) 特定任意高齢者講習（簡易）

チャレンジ講習で加齢に伴って生じる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者（以下「確認者」という。）を対象に編成した講習をいう。

(4) 特定任意高齢者講習（シニア運転者）

高齢者特有の身体機能の低下を自覚させるため、運転適性検査器材等を使用させるとともに、実際に自動車等を運転させ、個々に応じた安全運転の方法について具体的に指導する講習で特定任意高齢者講習（簡易）対象者以外の者を対象に編成した講習をいう。

(5) 認知機能検査

第１の２の(1)ア又はイのうち年齢が75歳以上の者に対して判断力、記憶力に関する検査を実施し、記憶力、判断力の状態を理解してもらう検査をいう。

3　受講及び受検対象者

(1) 高齢者講習

ア　運転免許証の更新を受けようとする者で、有効期間が満了する日の年齢が70歳以上の者とする。

イ　特定失効者で、免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者とする。ただし、免許申請前１年以内に高齢者講習を受けていた者は、受講対象者から除くものとする。

ウ　更新期間前における免許証の更新をしようとする者については、更新申請をした日の年齢が70歳以上の者とする。

(2) チャレンジ講習

普通自動車を運転できる免許を有する者で、更新期間満了日における年齢が70歳以上の者とする。ただし、更新期間満了日における年齢が75歳以上の者については、認知機能検査の結果について、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の３第１項の式により算出した数値が76点以上である者とする。

(3) 特定任意高齢者講習（簡易）

チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者とする。

(4) 特定任意高齢者講習（シニア運転者）

上記(3)以外の者とする。ただし、更新期間満了日における年齢が75歳以上の者については、認知機能検査を受けていることが受講要件となるので、住所地を管轄する公安委員会が実施した認知機能検査の結果通知書により、認知機能検査の受検の有無を確認させるものとする。

(5) 認知機能検査

ア　運転免許証の更新を受けようとする者で、有効期間が満了する日の年齢が75歳以上の者とする。

イ　特定失効者で、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者とする。ただし、免許申請前１年以内に認知機能検査を受けていた者は、受検対象者から除くものとする。

ウ　更新期間前における免許証の更新をしようとする者については、更新申請をした日の年齢が75歳以上の者とする。

4　講習及び検査の通知及び予約

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の４第３項に規定する書面（以下「高齢者講習等連絡書」という。）を、受講者又は受検者の免許証に登録された住所地に郵送するものとする。

(2) 高齢者講習等連絡書を受け取った受講又は受検対象者は、高齢者講習等連絡書に記載されている講習履行場所（以下「講習履行場所」という。）一覧表から希望する講習履行場所に受講日を、75歳以上の者にあっては受検日も予約して、免許証の

有効期間が満了する日前６か月以内で、かつ、免許証の更新手続き申請をする日の前日までに高齢者講習を受講、75歳以上の者にあっては認知機能検査も受検しておかなければならない。また、免許証を再取得しようとする特定失効者で、免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者は、希望する講習履行場所に受講日、75歳以上の者にあっては受検日も予約して、運転免許試験の一部を免除する期間が経過する日までに高齢者講習を受講、75歳以上にあっては認知機能検査を受検しておかなければならない。

(3) 講習履行場所が講習及び検査の予約を受理したときは、別記様式第１号の予約受理簿に必要事項を記載させるとともに、運転免許管理課長（以下「運免課長」という。）に報告させるものとする。

(4) 受託者に、別記様式第２号の日別予約状況表に必要事項を記載させて予約状況を把握させるものとする。

５　申請の受理等

(1) 受講者又は受検者の確認

講習履行場所に対して受講又は受検に際しては、高齢者講習等連絡書、免許証等により受講者又は受検者であることを確認させるものとする。

ア　受講者又は受検者が高齢者講習等連絡書又は免許証を紛失又は忘れた場合

運転免許管理課に連絡の上、受講者又は受検者かの確認等をとらせるものとする。また、事前に免許証を紛失していることが判明している場合は、警察署に紛失した旨の届出をさせ、「運転免許証遺失てん末書」を持参するよう教示させ、受講者又は受検者が講習履行場所に来た時点で判明した場合は、後日警察署に紛失した旨届けるよう教示させるものとする。

イ　受講者が小特のみの高齢者講習の受講を希望した場合

小特免許と他の免許を所有している者または小特免許を所有していない者が、小特のみの高齢者講習の受講を希望した場合は、事前に警察署において申請取消等の手続をさせるものとする。

(2) 申請の受理

受講者又は受検者の確認後、公安委員会規則に定める別記様式第９号の受講申請書又は別記様式第10号の認知機能検査受検申請書に必要事項を記載させ、受講料又は受検料は長崎県収入証紙（以下「収入証紙」という。）をはり付けさせることにより徴収させ、受理させるものとする。

なお、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から特定任意高齢者講習（シニア運転者）の受講申請があった場合は、受講申請を受理させるものとする。

６　講習等及び認知機能検査の実施時期

(1) 高齢者講習及び認知機能検査

当該受講及び受検対象者の免許証の有効期間の満了する日前６か月以内とし、更新を申請する日の前日までに受講、75歳以上の者については受検もしておかなければならない。

なお、特定失効者は、失効した日から運転免許試験の一部を免除する期間が経過

する日までの間とする。

(2) チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習（簡易）

チャレンジ講習を希望する者は、随時、チャレンジ講習を受講できる。

なお、運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号。以下「講習規則」という。）に定める別記様式第１号のチャレンジ講習受講結果確認書の交付にあたっては、免許証の更新期間の満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者については、交付の日から６月以内で、かつ、更新期間が満了する日前６月以内に、また、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、交付の日から更新期間が満了するまでの間に、特定任意高齢者講習（簡易）を受講することが可能であり、当該特定任意高齢者講習（簡易）を受講した場合は、高齢者講習の受講が免除されることとなる旨を説明させるものとする。

(3) 特定任意高齢者講習（シニア運転者）

特定任意高齢者講習（シニア運転者）を希望する者は、高齢者講習受講対象者の免許証の有効期間の満了する日前６か月から受講させるものとする。

第２　講習等実施上の留意事項

１　高齢者講習

(1) 講習の種類

府令第38条第12項第２号の表の第１欄の１の項に定める講習（以下「75歳未満講習」という。）、府令第38条第12項第２号の表の第１欄の２の項に定める講習（以下「75歳以上講習」という。）とさせるものとする。

(2) 講習実施日時、講習場所等

ア　講習日時及び講習時間

(ｱ) 講習の実施日時は、別途定める。

(ｲ) 講習時間は、75歳未満講習については３時間、75歳以上講習については２時間30分とする。ただし、小型特殊免許のみを受けている者（以下「小特のみ保有者」という。）にあっては、講習時間を１時間30分とし、実車指導は行わせない。

イ　講習場所

講習履行場所で実施させるものとする。

(3) 学級の編成

ア　学級の編成

１学級の編成は、講習効果が上がる適正な人数で編成させることとし、運転適性指導及び実車指導については、講習種別ごとに１グループ３人以内で行わせるものとする。

イ　講習指導員の配置

(ｱ) １学級につき講習指導員１人を配置させ、運転適性指導及び実車指導については、１グループにつき講習指導員１人を担当させるものとする。

なお、運転適性指導については、補助の講習指導員を付けてもかまわないと指導するものとする。

(ｲ) 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）による講習に

おいて、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保させるものとする。

(4) 講習用教材

ア　教本及び視聴覚教材等

交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第３号）等を基に作成されている教本、高齢者講習にふさわしい教本及び長崎県の交通実態に関する資料を配布させるほか、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を使用させるものとする。

イ　自動車等

講習に使用する普通自動車は、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備させるものとする。また、大型自動二輪車又は普通自動二輪車については、マニュアル式又はオートマチック式のもの、原動機付自転車については、原則としてスクータータイプとさせるものとする。

ウ　運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する検査は、視覚を通じた刺激に対する反応の速さ及び正確性を検査する運転操作検査器、動体視力の変化を測定する動体視力検査器、夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器及び水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器を使用させるものとする。

(5) 講習の方法

講習は、別表１の高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳未満講習）、別表２の高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳以上講習）により実施させるものとする。

ア　講義

講義においては、年齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行わせること。

イ　運転適性検査器材による指導

(ｱ) 指導方法

第２の１の(4)ウの運転適性検査器材を使用して、受講者全員に対し検査を行い、検査結果に応じた指導を行わせること。

なお、指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めさせること。

(ｲ) 運転操作検査器

運転操作検査器の検査は、受講者に選択反応検査、注意配分・複数作業検査を行なわせることとし、単純反応検査及びハンドル操作検査については、検査時間等を考慮して省略させることができるものとする。

(ｳ) 視野検査

視野検査の実施の方法等については、別冊１「視野検査指導要領」に定めるものとする。

(ｴ) 検査結果の取扱いと保存

検査結果は、受講者に通知させるとともに、次回の講習の際の指導にも活用させるものとする。

ウ　実車による指導

(ｱ) 実車による指導の場所

原則として、講習履行場所の所内コースで行わせるものとする。ただし、所内コースにおいて実施することが困難な場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路又はその他適切な場所において行って差し支えないものとする。

(ｲ) 使用車両

a　講習用車両は、免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用させるものとする。ただし、免許の種類に対応する車両がない場合には、次に掲げる要領に基づき処置させるものとする。

(a) 大型免許又は中型免許を保有する者は、普通自動車を、大型二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車又は原動機付自転車を、普通二輪免許を保有する者は、原動機付自転車をそれぞれ使用させるものとする。

(b) 大型特殊免許のみの免許を保有する者又は小型自動車、自動三輪車等限定付普通免許の保有者は、原動機付自転車若しくは四輪運転シミュレーターで行わせるものとする。ただし、やむを得ない場合には、模擬運転装置を使用して対応させるものとする。

b　当該受講者が、日常使用している種類の自動車又は原動機付自転車を希望するときは、講習用車両の中から、取得している免許の種類により運転できる車両を選択させることができるよう指導するものとする。

c　原則として、車両の持込みは、認めさせないものとする。ただし、やむを得ない事情があるとき又は二輪車による指導で、本人が希望し、事故防止上支障がないと認められるときは、持込みを認めさせるものとする。

なお、車両の持込みを認めさせた場合でも、講習手数料は変わらないものとする。

d　講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示させるものとする。

(ｳ) 実車指導

実車による指導については、別冊２「高齢者講習における実車指導要領」に基づき実施させるものとする。

(ｴ) 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調、技能や降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターでの代替措置を採らせるなどし、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めさせ、実車の運転に支障がある場合は、運転免許管理課の許可を受けるものとする。

なお、許可を受けた者に対しては、実車の運転に支障がある旨の申立書を提出させるものとする。

エ　討議

75歳未満講習においては、実車による指導の後に、別冊２「高齢者講習における実車指導要領」に定めるところにより、反省点、自らが体験した事故事例やヒヤリハット体験を発表させ、討議を行い、安全運転意識を醸成させるものとする。

なお、この際、短所や欠点の指摘を受講者が相互に行うことのないよう指導方法に留意させるものする。

オ　75歳以上講習における留意事項

(ｱ) 認知機能検査の結果に基づく講習の実施

75歳以上講習においては、認知機能検査の結果に基づく講習を行うこととされており、主として実車による指導において、これを行うこととなるが、その他の講習方法においても認知機能検査の結果を踏まえた講習の実施に努めさせるものとする。

特に、小特のみ保有者に対しては、実車による指導がないことから、講習の中において指導させるものとする。

(ｲ) 認知機能検査の結果に関する秘密の厳守

法第108条の２第４項により、高齢者講習の実施の委託を受けた者は、認知知機能検査の結果について守秘義務を負っており、講習において、他の受講者に認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意させるものとする。

特に、実車による指導では、指導内容が異なることから同乗する他の受講者に認知機能検査の結果が明らかに分かるような指導とならないよう配慮させるものとする。

２　チャレンジ講習

(1) 講習指導員

府令第24条第８項の規定により公安委員会の指定を受けた技能試験官又は法第99条の２第４項の規定により公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受けた技能検定員（大自二・普自二技能検定員のみの者を除く。）に実施させるものとする。

(2) 講習の施設

所要の受講者を収容できる教室、コース等を整備させるなどして、講習の実施に必要な施設を確保させるとともに次に掲げる設備を有するよう指導するものとする。

ア　敷地の面積が８千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第３に定める基準に適合するコースを備えさせるものとする。ただし、長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第２号）第37条第２項に規定する出張試験（四輪試験）を行っている講習履行場所のコースについてはこの限りではない。

イ　講習を行うために必要な種類及び数の講習用車両（講習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）

(3) 講習日時

講習の実施日時は、別途定める。

(4) 講習場所

講習履行場所で実施させるものとする。

(5) 使用車両

講習で使用する車両（以下「講習用車両」という。）は、府令第24条第６項の表の「普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許」の項の下欄に掲げる車両（普通自動車）を使用させるものとする。

なお、持込み車両を講習用車両とすることは、認めさせないものとする。

(6) 講習指導

講習は、別表３のチャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目により実施させるものとする。

(7) グループ編成等

ア　グループの編成

１グループ３人以内で編成させるものとする。

イ　講習指導員の配置

１グループにつき講習指導員１人に担当させるものとする。

(8) 講習の方法

講習は、受講者に指定されたコースで普通自動車の運転をさせ、その運転状況を基に、その者が加齢に伴って生じる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないかどうか確認させるとともに、その結果に応じて、具体的な安全運転指導を行わせることを内容とし、次に掲げる方法により実施させるものとする。

ア　講習用車両の選択等

(ｱ) 講習用車両は、受講者にあらかじめマニュアル式又はオートマチック式を選択させるものとする

(ｲ) 講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示させるものとする。

(ｳ) 特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用させるものとする。

イ　実車走行の課題

実車走行の課題は、一般課題、特別課題及び参考課題とし、各課題の実施基準は、別表４のチャレンジ講習実車走行実施基準により実施させるものとする。

ウ　実車走行の評価

講習指導員に一般課題及び特別課題について、別表５のチャレンジ講習実車走行減点適用基準に基づき評価を行わせ、その結果を別記様式第３号のチャレンジ講習評価票に記載させるものとする。

エ　実車走行後の指導

受講者の実車走行が終了した時点で、講習指導員に実車走行の評価に基づき、直ちに別記様式第４号のチャレンジ講習アドバイスカードを作成させ、安全運転を行うためのワンポイントアドバイスを行わせるものとする。

オ　講評等

受講者全員が実車走行を終了した後、全般的な評価及び安全運転を行う上での注意事項等について講評を行わせるものとする。

⑼ チャレンジ講習受講結果確認書の作成交付

実車走行の一般課題及び特別課題の減点数の合計を100点から減じた点数が70点以上の受講者に対し、講習規則に定める別記様式第１号のチャレンジ講習受講結果確認書を交付させるものとする。

⑽ その他

ア　講習の趣旨等の説明

予約時等の事前説明において、講習の趣旨、内容について十分な説明を行わせるものとする。

イ　70点以上の受講者に対する説明

70点以上の受講者に対しては、特定任意高齢者講習（簡易）の手続き申請の要領等の説明を行わせるものとする。

ウ　70点未満の受講者に対する説明

70点未満の受講者に対しては、通常の高齢者講習を受講しなければならない旨の説明を行わせるものとする。

なお、チャレンジ講習は何回でも受講できるが、その都度、手数料が必要になるなどの説明も併せて行わせるものとする。

３　特定任意高齢者講習（簡易）

⑴ 講習実施日時等

チャレンジ講習後、遅滞なく講習履行場所で講習を実施させるものとする。ただし、確認者のうちチャレンジ講習日を起算として講習後６か月を超える日以降に更新期間に入る者については、講習日時を指定して後日講習を受講するよう教示させるものとする。

⑵ 講習の方法

実車指導は行わせず、運転適性検査に基づく指導及び座学講習を合わせて、１時間以上とする。

⑶ 運転適性検査に基づく指導

運転操作検査器によるものは行わせず、夜間視力、視野検査を実施させるものとする。

⑷ 講習指導

講習は、別表６の特定任意高齢者講習（簡易）の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳未満及び75歳以上共通）により実施させるものとする。

⑸ 学級編成

１学級の編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で編成させるものとする。

４　特定任意高齢者講習（シニア運転者）

⑴ 講習実施日時、講習場所等

ア　講習日時及び講習時間

(ｱ) 講習の実施日時は、講習履行場所に定めさせるものとする。

(ｲ) 講習時間は、75歳未満講習については３時間以上、75歳以上講習については２時間30分以上とする。

イ　講習場所

講習履行場所で実施させるものとする。

(2) 講習の種類

75歳未満講習及び75歳以上講習とさせるものとする。

(3) 学級の編成

第２の１の(3)を準用させるものとする。

(4) 講習用教材

第２の１の(4)を準用させるものとする。

(5) 講習の方法

講習は、別表７の特定任意高齢者講習（シニア運転者）の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳未満）、別表８の特定任意高齢者講習（シニア運転者）の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳以上）により実施させ、講習の方法については、第２の１の(5)を準用させるものとする。また、小特のみの保有者は、四輪運転シミュレーターで行わせるものとする。ただし、やむを得ない場合には、模擬運転装置を使用して対応させるものとする。

５　高齢者講習・特定任意高齢者講習終了証明書の発行等

(1) 高齢者講習を実施した講習履行場所に府令に定める別記様式第22の10の７の高齢者講習終了証明書を受講者に交付させるものとし、特定任意高齢者講習（簡易）又は特定任意高齢者講習（シニア運転者）を実施した講習履行場所にあっては、講習規則に定める別記様式第３号の特定任意高齢者講習終了証明書を受講者に交付させるものとする。

(2) 高齢者講習、チャレンジ講習受講結果確認書及び特定任意高齢者講習終了証明書を発行した講習履行場所に別記様式第５号の高齢者講習終了証明書発行簿、別記様式第６号のチャレンジ講習受講結果確認書発行簿及び別記様式第７号の特定任意高齢者講習終了証明書発行簿に必要事項を記載させ、発行状況を明らかにしておくよう指導するものとする。また、終了証明書の受け払いについても、その状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

なお、受払簿の様式については、問わないものとする。

６　講習等手数料の取扱い

(1) 受付担当者に収入証紙をはり付けた受講申請書の収入証紙に認印を押印させたのち、受託者又は公安委員会規則第３条第２項に規定する管理者から指定をうけた職員に提示させ、長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県条例第33号）に定める様式第12号の消印により消印を受けさせるものとする。

(2) 講習等を実施した講習履行場所に収入証紙に消印等を押印させた受講申請書を、別記様式第８号の高齢者講習実施日報、別記様式第９号のチャレンジ講習・特定任意高齢者講習（簡易）実施日報及び別記様式第10号の特定任意高齢者講習（シニア運転者）実施日報（以下「日報」という。）を講習終了後、速やかに、所轄の警察署へ２枚提出させ、そのうち１枚に当該警察署の確認印を受けさせ保存させるもの

とする。

7　事故防止

講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員及び受講者に対して普通自動車にあってはシートベルトを確実に装着させ、二輪車にあってはヘルメット、手袋等安全装具を確実に装着させるなど事故防止対策に特段の配意を行なわせるものとする。

8　実施結果報告

講習実施結果は、日報によるほか、月ごとに別記様式第11号の高齢者講習実施月報、別記様式第12号のチャレンジ講習実施月報、別記様式第13号の特定任意高齢者講習（簡易）実施月報及び別記様式第14号の特定任意高齢者講習（シニア運転者）実施月報により、翌月の５日までに運免課長に、日報については、実施日ごとに所轄の警察署に報告させるものとする。

9　その他の留意事項

(1) 高齢者講習の申請を受理する時、受講者から別記様式第15号の誓約書を提出させるよう講習履行場所に指導するものとする。

(2) 受講者から紛失等を理由に高齢者講習終了証明書の再交付申請がなされた場合は、本人であることを確認させた上で、別記様式第16号の高齢者講習・特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請及びてん末書を作成させ、高齢者講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書の右上欄外に「再交付」と朱書させて交付させるよう講習履行場所に指導するものとする。

(3) 講習履行場所で講習等を実施した場合は、日ごとに別記様式第17号の高齢者講習等日誌を作成させるものとする。

(4) チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者は、当該確認書の交付を受けた日から起算して６か月以内に限り、特定任意高齢者講習（簡易）を受けることができ、当該講習の受講が免許証の更新を申請する日前６か月以内であれば、高齢者講習の受講が免除されることとなるが、高齢運転者に誤解を生じさせないためには、努めて更新期間が満了する日前６か月以内にチャレンジ講習を受講させ、引き続きその日に特定任意高齢者講習（簡易）を受講させるものとする。

(5) 特定任意高齢者講習を受講した者が、免許証の有効期間内に更新をしなかった場合は、改めて高齢者講習を受けなければならない。

(6) 講習指導員は受講者が高齢者講習の受講が不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の立場に配意した対応に努めさせるものとする。特に、運転適性検査器材による講習や実車講習の際には、受講者に試験的な雰囲気を与えて緊張させることのないよう配意させるものとする。

(7) 公安委員会は、講習等の業務を遂行するため必要な限度において、高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第13号）第３条に規定する管理者に対して報告を求めることができるものとする。

第３　認知機能検査

1　認知機能検査

検査は、別に定める指導要領により実施させるものとする。

2　手数料の取扱い

(1) 認知機能検査受検申請書にはり付けた収入証紙の消印等については、第２の６に準じて処理させるものとする。

(2) 認知機能検査を実施した講習履行場所に収入証紙に消印等を押印させた認知機能検査受検申請書を別記様式第18号の講習予備検査（認知機能検査）実施日報を検査終了後、速やかに、所轄の警察署へ２枚提出させ、そのうち１枚に当該警察署の確認印を受けさせ保存させるものとする。

3　検査結果の報告

講習予備検査（認知機能検査）実施日報を提出するときに、別記様式第19号の講習予備検査（認知機能検査）実施状況、講習予備検査（認知機能検査）で使用した検査用紙及び採点補助用紙を添えて所轄の警察署に提出させるものとする。

なお、認知機能検査の結果について府令第29条の３第１項の式により算出した数値が49点未満であると判定された者に対して実施した、実車指導に係る別冊２の別記様式２の運転行動診断票の写し（以下「第１分類の者の運転行動診断票」という。）も併せて所轄の警察署に提出させるものとする。

4　運転免許管理課への報告等

(1) 警察署の対応

講習予備検査（認知機能検査）実施状況等の提出を受けた警察署は、講習予備検査（認知機能検査）実施状況を直ちに電子メールで運転免許管理課に送信し、講習予備検査（認知機能検査）実施状況、講習予備検査（認知機能検査）で使用した検査用紙、採点補助用紙及び第１分類の者の運転行動診断票については、逓送等により運転免許管理課に送付するものとする。

(2) 運転免許管理課の対応

送信を受けた運転免許管理課は、直ちに運転者管理システムに登録を行うものとする。

5　月報報告

検査実施結果は、日報によるほか、月ごとに別記様式第20号の講習予備検査（認知機能検査）実施月報により、翌月の５日までに運免課長に報告させるものとする。

6　補助者の選任と解任

検査の補助者を選任するときは、速やかに運免課長に報告させるものとする。

なお、補助者が検査業務について不正な行為をしたとき又は解任したときは、速やかに運免課長に報告させるものとする。

7　検査結果の通知書の発行等

公安委員会規則に定める別記様式第11号の通知書を発行した講習履行場所に別記様式第21号の講習予備検査（認知機能検査）通知書発行簿に必要事項を記載させ、発行状況を明らかにしておくよう指導するものとする。また、通知書の受け払いについても、分類ごとにその状況を明らかにしておくよう指導するものとする。

なお、受払簿の様式については、問わないものとする。

8　検査結果の通知書の再交付申請

受検者から紛失等の理由に検査結果の通知書の再交付申請がなされた場合は、本人であることを確認させた上で、別記様式第22号の講習予備検査結果の通知書再交付申

請及びてん末書を作成させ、通知書の右上欄外に「再交付」と朱書させて交付させるよう講習履行場所に指導するものとする。

9　日誌の作成

講習履行場所で講習予備検査を実施した場合は、日ごとに別記様式第17号の高齢者講習等日誌に記載させるものとする。

第４　認知機能検査員講習

別に定めるものとする。

第５　文書簿冊等の保存等

1　文書の収発

講習履行場所で収発させる文書は、別記様式第23号の文書収発処理簿に記録させ、その状況を明らかにさせるものとする。

2　文書の編集

文書は、受付年月日又は完結年月日順の歴年ごとに区分して編集させるものとする。ただし、文書の枚数が少ないものは毎年更新させる必要はなく、表紙の年号を「○○年～」と表示させ、必要な文書を追加編集させるものとする。

3　簿冊の表紙等

文書簿冊には表紙を付けさせ、年号、簿冊の名称及び講習履行場所名を表示させるものとする。また、簿冊の厚さは、おおむね10センチメートルを限度とし、２冊以上になるときは、表紙の年号の下に「その１」又は「その２」等と表示させるものとする。

4　簿冊の保存等

(1) 簿冊を保存させる場合は、表紙の右上に保存年限を朱書させ、現に使用中の文書簿冊と区別させるものとする。

(2) 簿冊の保存区分及び保存期限等は、別添の備付保存簿冊表により行わせるものとする。

(3) 簿冊の保存期限は、編集文書が完結した翌年の１月１日から起算させるものとする。

第６　高齢者講習及び特定任意高齢者講習における特異者の通報等

1　通報対象者

認知機能検査の結果について、府令第29条の３第１項の式により算出した数値が49点未満であると判定された者のうち、高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講した結果、次の条件のいずれかに当てはまるものとする。

(1) 次に掲げる事項等により、明らかに運転に支障が認められる場合

ア　車両の基本的操作（シートベルトの装着、エンジンの始動、セレクトレバーの操作等）が全くできない。

イ　信号無視、一時不停止等の法第102条第１項に規定する基準行為に該当する行為を行い、注意指導を行っても何度も繰り返し、改善の余地がない。

(2) 次に掲げる事項等により、認知症であることが疑われる場合

ア　自身の名前又は住所を覚えていない。

イ　直近の事実を覚えてなく又は直近の事実を誤認し、当該事実を告知しても記憶

の回復がなされない。

（例）・　高齢者講習等の実施場所への来所目的を記憶していない。

・　高齢者講習の受講又は実車講習で運転した記憶がない。

・　高齢者講習等の実施場所までの交通手段の記憶がない。

・　自己が所持する物品（運転免許証、筆記用具等）の有無の判断力がない。

・　高齢者講習の受講手続直後、講習を終了したものと誤認している。

ウ　本人又はその付添人が、認知症のため通院中である旨申し出る。

2　通報方法

通報対象者を認めた高齢者講習又は特定任意高齢者講習の実施者は、運転免許管理課に一報するとともに、別記様式第24号の高齢者講習等における特異者通報書（以下「特異者通報書」という。）に認知機能検査の結果、運転適性診断の結果及び運転行動診断の結果その他参考となる資料を添付して所轄の警察署に提出させるものとする。

なお、提出を受けた警察署は、当該特異者通報書及び添付された関係書類を運転免許管理課あてメール送信した後、逓送等により運免課長あて送付するものとする。

3　実態把握

通報を受けた場合は、対象者に対する個別訪問等を行い、対象者との面談や家族等からの聞き取り調査を実施するなどし、速やかにかつ確実にその実態を把握するものとする。その際、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 質問の内容等

ア　別紙チェックリストによる質問の結果を、認知症の疑いの有無の判断の参考にするものとする。

なお、別紙チェックリストを利用した面談をする場合は、高齢者講習及び講習予備検査を実施してからおおむね１月以内に行うものとする。ただし、対象者が入院する等やむを得ないときはこの限りではない。

イ　別紙チェックリストにある質問以外の質問を行うことにより、認知症の疑いの有無の判断の参考としても差し支えないものとする。その場合、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ｱ) 日常会話をするのみでは、認知症の疑いの有無の判断は困難であることから、当該面談の日前１月以内の出来事等に関する具体的な質問事項とするものとする。（例：敬老会、孫の誕生会の日時や内容、今朝の朝食のメニュー、面談の前日に行った事項等）

(ｲ) 上記ア中の例に示す事項等日常生活に関する質問をする場合は、当該質問に係る事項を家族等から聞き取り調査等をした後に行うものとする。

(ｳ) 質問をする場合は、質問口調になることなく、日常会話の中で質問事項を質問するものとする。

なお、別紙チェックリストを対象者に見られることのないよう、呈示しないことは当然のこととして、質問時にも手元に置かないなど配慮するものとする。

(2) 家族の協力

対象者との面談をする際は、可能な限り、対象者の了承のもと、家族を立ち会わ

せるものとする。また、その場合、当該面談の終了後、面談内容、今後の手続等について、対象者とともに家族にも伝え、認識してもらうよう努めるものとする。

(3) 任意性の確保

対象者との面談等については、対象者等の任意によるものであるので、あらかじめ対象者等の承諾を得るものとする。

4　措置内容

実態把握の結果、対象者が法第103条第１項第１号の２に該当することとなったと疑う理由がある時は、認知機能検査の結果と特定の違反行為を理由とする法第102条第１項から第３項までに規定する臨時適性検査を待つことなく、法第102条第４項の規定による臨時適性検査を速やかに行うものとする。

なお、対象者に講じた措置の内容を別記用紙第25号の措置状況票に記録するものとする。

5　更新状況等の確認

対象者の免許証の更新状況又は免許の申請状況を把握するとともに、更新又は申請時に対象者の情報が照会できるように、簿冊を備えるものとする。

6　対象者の住所が他の都道府県にある場合の措置

対象者の住所が他の都道府県にある場合は、対象者の住所地を管轄している都道府県警察にその関係書類を添えて速やかに通報するものとする。

別表１（第２関係）

高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳未満講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習の概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			５分
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本 視聴覚教材等	○　県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事　上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	５分
３　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	２０分
４　運転適性についての診断と指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	６０分
５　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○　実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	６０分
６　安全運転のための討議	(1) 安全運転意識の醸成	討議 教本、視聴覚教材、事故事例等	○　事故事例の紹介やヒヤリハット体験及び実車指導時の反省点を発表させ、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ、討論させる。 ○　事故原因となった危険行為、危険予測と回避方法等について理解させ、安全意識を醸成し、安全行動を指導する。	３０分
講習時間合計　（小特のみ保有者は、１～４までの受講とし、講習時間は90分とする。）				１８０分

備考　休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表２（第２関係）

高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳以上講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習の概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			５分
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本 視聴覚教材等	○　県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事　上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	５分
３　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	２０分
４　運転適性についての診断と指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	６０分
５　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○　実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	６０分
講習時間合計　（小特のみ保有者は、１～４までの受講とし、講習時間は90分とする。）				１５０分

備考　休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表３（第２関係）

チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			５分
１　事前説明	講習の趣旨及び講習の内容の説明	○　講習室等において実施する。 ○　コース図を配布する。	○　次の事項を説明する。 ・　講習はテストではなく、自分の運転能力を知ってもらうことが目的であり、実車走行の評価によって運転免許を取り上げたりするものではない旨 ・　実車走行を行う前に講習指導員の運転する車両に同乗して模範走行を見てもらうので、良くみてほしい旨 ・　一般課題の内容は、指定した走行順路を走行し、正確な法令履行及び運転操作によって、安全かつ円滑な走行ができるかについて評価を行う旨 ・　特別課題の内容は、等間隔に設置されたパイロンをスラローム走行するもので、的確な認知・判断と適切なハンドル操作、速度調整及び運転姿勢等が求められるものであり、走行時間（基準タイム１４秒）及びパイロン接触の有無が評価の対象となる旨 ・　参考課題の内容は、速度４０キロを維持し、指導員の合図により急ブレーキをかけて停止するものであり評価の対象ではない旨 ・　実車走行終了後、担当した講習指導員がチャレンジ講習アドバイスカードを交付するので、今後の安全運転に役立ててほしい旨 ・　実車走行による運転内容が加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないと評価された場合には、チャレンジ講習受講結果確認書を交付する旨	１０分
２　模範走行	一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行	受講者３人（１グループ）を車両に同乗させて行う。	○　一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 ○　一般課題について模範走行を行う。 ・　走行しながら走行順路を説明する。 ・　安全確認、一時停止、進路変更などについてわかりやすく説明する。 ○　特別課題について模範走行を行う。 ・　基準タイム程度で走行する。 ○　参考課題について模範走行を行う。 ・　咄嗟の時に強くブレーキを踏むことの大切さとその方法などについて説明する。	１０分
３　実車走行	一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行	受講者１人ずつ実車走行を実施し、他の受講者は控え室等で待機する。	○　一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 ○　走行中受講者が運転に余裕を持てるよう走行順路について適宜適切に教示を行う。 ○　受講者の運転の評価についての必要事項をチャレンジ講習実車走行評価票に記載する。 ○　個々の受講者の実車走行の終了後に安全運転を行う上でのアドバイスを行うとともに、その内容をチャレンジ講習アドバイスカードに記載して交付する。	１人当たり １０分
４　講評等	実車走行の結果について講評	講習室等において行う。	○　実車走行結果についての講評と今後の安全運転を行う上での注意点や参考となる事項を説明する。	５分
５　チャレンジ講習受講結果確認書の交付	○　チャレンジ講習受講結果確認書の交付 ○　今後の手続等についての説明		○　実車走行の評価が７０点以上の者に対しチャレンジ講習受講結果確認書を交付する。 ○　運転免許証の更新を行う上での今後の手続や流れ等について説明する。	

注　「講習時間」については、待ち時間等は含まない。

別表４（第２関係）

チャレンジ講習実車走行実施基準

<table>
<tr><th>課題種別</th><th colspan="2">課　　題　　内　　容　　等</th><th>回　数</th></tr>
<tr><td rowspan="8">一般課題</td><td>周回コース及び幹線コースの走行</td><td>周回コース</td><td>２回以上</td></tr>
<tr><td></td><td>指定場所における一時停止</td><td>１回以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交差点の通行</td><td>右折</td><td>１回以上</td></tr>
<tr><td>左折</td><td>１回以上</td></tr>
<tr><td>信号通過</td><td>１回以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">横断歩道の通過</td><td>１回以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">曲線コースの通過</td><td>１回（中）</td></tr>
<tr><td colspan="2">屈折コースの通過</td><td>１回（中）</td></tr>
<tr><td colspan="2">方向変換</td><td>１回（中）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別課題</td><td colspan="2">【コース設定例】
 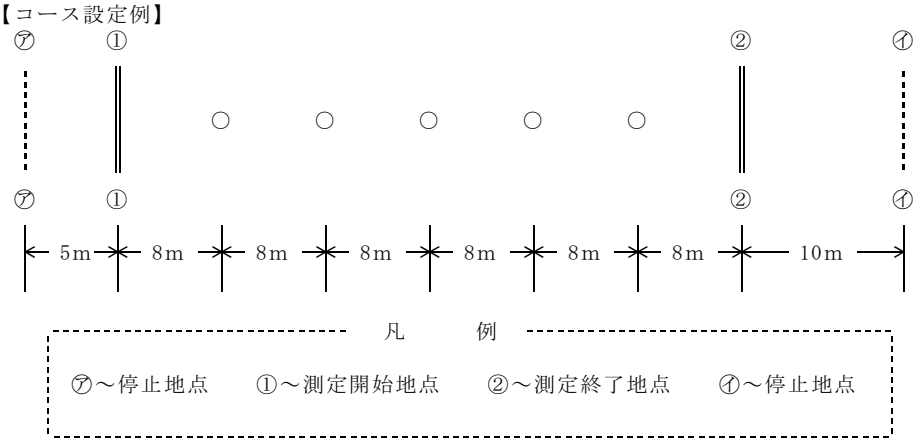
</td><td rowspan="2">２回</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施要領】
(1) 停止地点㋐で一旦停止をした後にスタートして、測定開始地点①から測定終了地点②までの５本の障害物（パイロン）の間を、順にＳ字状に通過し、停止地点㋑に停止する。
(2) 最初の障害物の進入方向は、自由選択とする。
(3) 自動車の前部が測定開始地点を通過してから測定終了地点を通過するまでの走行時間を測定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">参考課題</td><td colspan="2">【コース設定例】
 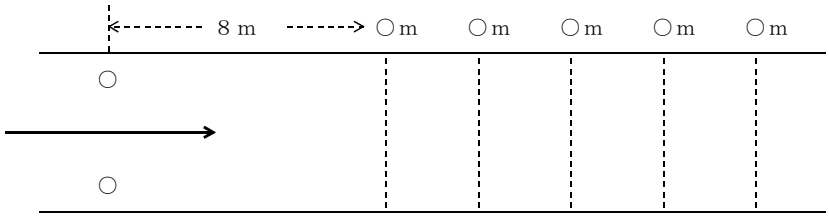

合図地点
※　路面又は道路左側縁石等に合図開始地点から停止地点までの距離を示す数値を１メートル間隔で表示する。</td><td rowspan="2">２回</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施要領】
(1) 速度４０㎞で走行中、合図地点において指導員の合図で急ブレーキをかけ停止させる。
(2) 速度については、指導員が適宜読み上げる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">総走行距離（参考課題を除く）</td><td>１，２００ｍ</td></tr>
</table>

別表５（第２関係）

チャレンジ講習実車走行減点適用基準

<table>
<tr><th colspan="3">減　点　細　目</th><th>適　　用　　事　　項</th><th>減点数</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="10">安全不確認</td><td>発進</td><td>出発点を含み、路端に停止後、発進をする際に必要な確認をしない場合</td><td rowspan="10">１０点</td></tr>
<tr><td>後退</td><td>後退する直前に後退する方向及び場所の安全を確認しない場合</td></tr>
<tr><td>周囲</td><td>後退中に、車両の側方や、後退する方向の安全を確認しない場合</td></tr>
<tr><td>巻き込み</td><td>左折する直前に、車両の左側方の安全を確認しない場合</td></tr>
<tr><td>変更</td><td>進路を変えようとする側の側方と後方の安全を確認しない場合</td></tr>
<tr><td>交差点</td><td>交差点内の通行に関する歩行者や車両に対する安全を確認しない場合</td></tr>
<tr><td>後方</td><td>走行中にバックミラーによる後方の確認を全くしない場合</td></tr>
<tr><td>脇見</td><td>走行中に脇見をし、進行方向の安全を確認しない場合</td></tr>
<tr><td>降車</td><td>降車時ドアを開けようとする直前に、後方の確認をしない場合</td></tr>
<tr><td rowspan="13">危険行為</td><td>制動</td><td>補助ブレーキ</td><td>走行中危険を回避するため指導員がブレーキを操作した場合</td><td rowspan="13">３０点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">操向</td><td>通過不能</td><td>狭路コースにおいて切り返し４回した場合、又はスラロームの障害物の通過を欠略した場合</td></tr>
<tr><td>補助ハンドル</td><td>走行中危険を回避するため指導員がハンドルを操作した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">車体感覚</td><td>脱輪大</td><td>縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が逸脱した地点から１．５ｍ以上進行した場合</td></tr>
<tr><td>接触大</td><td>コースに設置した障害物に接触（障害物が動かない場合を除く）、又は歩行者、車両等や建造物等に接触するおそれがある場合</td></tr>
<tr><td>安全間隔</td><td>歩行者又は軽車両の側方を通過する場合に十分な間隔を保たない場合又は間隔が保てない場合に徐行しようとしない場合</td></tr>
<tr><td>通行区分</td><td>右側通行</td><td>道路の中央部分から右にはみだして通行した場合（法令の除外規定に該当する場合を除く）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">直進右左折</td><td>信号無視</td><td>赤、黄色信号が表示された場合に、法令に定められた停止位置で停止しない場合又は車体の一部が越えて停止した場合</td></tr>
<tr><td>進行妨害</td><td>車両等の進行を妨害した場合</td></tr>
<tr><td>一時不停止</td><td>道路標識等による一時停止の停止場所で、停止線を越えて停止又は手前で停止しない場合</td></tr>
<tr><td>歩行者保護</td><td>横断歩道</td><td>横断歩道の手前おおむね５ｍに到達することになり、かつ、歩行者が横断歩道に立ち入ることが予測される場合に、横断歩道の手前で停止しない場合</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">パイロンスラローム
（走行は２回行い、成績の良い方を採用する。）</td><td>走行時間測定区間における走行時間が基準時間（路面乾燥時１４秒、路面湿潤時１５秒）を超過した場合
通過時間は、小数点以下を切り上げるものとする。</td><td>１秒超過毎に３点</td></tr>
<tr><td>設置したパイロンに接触した場合　（障害物が動かない場合を除く。）</td><td>３０点</td></tr>
</table>

別表６（第２関係）

特定任意高齢者講習（簡易）の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳未満及び75歳以上共通）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習の概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			５分以上
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材	○　県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	５分以上
３　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法		○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	２０分以上
４　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性検査器による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材	○　運転適性検査器材により実施し（夜間視力及び視野の検査）、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	３０分以上
				６０分以上

別表７（第２関係）

特定任意高齢者講習（シニア運転者）の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳未満）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習の概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			５分以上
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	５分以上
３　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	２０分以上
４　運転適性についての診断と指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	６０分以上
５　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○　実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	６０分以上
６　安全運転のための討議	(1) 安全運転意識の醸成	討議 教本、視聴覚教材、事故事例等	○　事故事例の紹介やヒヤリハット体験及び実車指導時の反省点を発表させ、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ、討論させる。 ○　事故原因となった危険行為、危険予測と回避方法等について理解させ、安全意識を醸成し、安全行動を指導する。	３０分以上
備考　休憩時間は、講習時間以外に設けること。				１８０分以上

別表８（第２関係）

特定任意高齢者講習（シニア運転者）の講習科目及び時間割り等に関する細目（75歳以上）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習の概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			５分以上
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	５分以上
３　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	２０分以上
４　運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	６０分以上
５　運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○　実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	６０分以上
備考　休憩時間は、講習時間以外に設けること。				１５０分以上

別添（第５関係）

備付保存簿冊表

番号	文　　書	文　　書　　の　　内　　容	保存期間
１	公安委員会関係文書	規則、指導要領、通知等で、その内容が永続的規範になるもの	永久
２	高齢者講習終了証明書、チャレンジ講習受講結果確認書及び特定任意高齢者講習終了証明書発行簿並びに講習予備検査通知書	高齢者講習終了証明書、チャレンジ講習受講結果確認書、特定任意高齢者講習終了証明書及び講習予備検査通知書の交付状況を明らかにしたもの	永久
３	高齢者講習指導員認定及び認知機能検査員認定	高齢者講習指導員認定申請書、高齢者講習指導員認定書の写し及び高齢者講習指導員解任・業務停止届並びに認知機能検査員認定申請書、認知機能検査員認定書の写し及び認知機能検査員解任・業務停止届	有効（退職まで） ただし、解任・業務停止届は、永久
４	高齢者講習等日誌	講習及び検査の状況を記録したもの	５年
５	運転適性検査結果	運転適性診断票、動体視力検査結果票、夜間視力検査結果票、視野検査結果票	５年
６	運転頻度等問診票		３年
７	運転行動診断票	受講者を観察した表	３年
８	チャレンジ講習実車走行評価票	受講者を評価した表	３年
９	チャレンジ講習アドバイスカード	受講者にアドバイスした表	３年
１０	誓約書	受講者から徴収する誓約書	３年
１１	見学理由等	実車及び運転適性検査を見学する理由を明	３年

		らかにしたもの	
１２	月報	高齢者講習、チャレンジ講習、特定任意高齢者講習実施月報、講習予備検査（認知機能検査）実施月報	３年
１３	日報	高齢者講習、チャレンジ講習、特定任意高齢者講習実施日報、講習予備検査（認知機能検査）実施日報	３年
１４	高齢者講習・特定任意講習高齢者講習終了証明書再交付申請及びてん末書並びに講習予備検査結果の通知書再交付申請及びてん末書	講習終了証明書及び通知書の再交付申請	３年
１５	講習予備検査（認知機能検査）実施状況	写し	３年
１６	文書収発処理簿	文書の収発及び処理状況を明らかにしたもの	３年
１７	終了証明書及び通知書受払簿	終了証明書及び通知書の受け払いを明らかにしたもの	３年
１８	特異事案の報告	講習又は検査における特異事案の報告関係書類	３年
１９	雑件	その他の書類	１年

別記様式第１号（第１関係）

講　習　予　備　検　査
高　齢　者　講　習　予約受理簿
チ　ャ　レ　ン　ジ　講　習
特定任意高齢者講習（シニア運転者）

受理日	受講(受検)種別	氏　　名	住　　所	電　話	受講(受検)指定日
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／
／				－	／

別記様式第２号（第１関係）

講習予備検査
高齢者講習
チャレンジ講習
特定任意高齢者講習（シニア運転者）

日別予約状況表

（受講（受検）日　　月　　日　　曜日）

教習所名	講習(検査)種別	受講(受検)者名	受講(受検)者名	受講(受検)者名	受講(受検)者名	受講(受検)者名	受講(受検)者名	受講(受検)者名

別記様式第３号（第２関係）

チャレンジ講習実車走行評価票

年　　月　　日

名　　前	年齢	性別	１００－（　　）＝	担当者

減点数 / 減点項目	３０	１０	３
安全確認		発進、後退、周囲、変更 巻き込み、交差点、後方 脇見、降車	
制動	補助ブレーキ		
操向	通過不能、補助ハンドル		
車体感覚	脱輪大、接触大、安全間隔		
通行区分	右側通行		
直進、右左折	信号無視、進行妨害 一時停止		
歩行者保護	横断歩道		
スラローム	１回目（　　秒）　接触～有・無 ３ × 時間超過（　　秒）＋接触（　　）＝ ２回目（　　秒）　接触～有・無 ３ × 時間超過（　　秒）＋接触（　　）＝		
減点小計			

別記様式第４号（第２関係）

チャレンジ講習アドバイスカード

あなたの運転結果は

□　良好　　□　注意が必要

□　おおむね良好　　□　一層の注意が必要

であると認められます。

なお、自動車を運転する上で改善すべき点は、下記の「要改善」欄に印を付していますので、これを参考に、これからも安全運転に努めましょう。

年　　月　　日

評価事項		要改善
安全確認	発進する時に前後左右の安全を確認している	
	後退する時に後退場所の安全を確認している	
	後退する時に前後左右の安全を確認している	
	右左折する時に巻き込む所（内側）の安全を確認している	
	進路変更をする時に変更先後方の安全を確認している	
	交差点に進入又は通過する時に左右の安全を確認している	
	走行中に後方の交通の状況を確認している	
	走行中に脇見をしない	
	降車する時にドアの側方及び後方の安全を確認している	
制動	ブレーキ操作を適時・適切に行っている	
操向	ハンドル操作を適時・適切に行っている	
車体感覚	前後の車体感覚を身に付けている	
	左右の車体感覚を身に付けている	
	安全間隔を十分に取っている	
通行区分	道路の左に寄って通行している	
直進・右左折	信号を守っている	
	優先されるべき車の判断を適確に行っている	
	「一時停止」場所で停止線の直前で停止している	
歩行者保護	横断歩道を通過する時に歩行者等の有無に注意している	
危険回避	素早く危険を回避することができる	

注　評価方法は、チャレンジ講習評価票による点数が、８０点以上の場合は「良好」、７０点以上７９点以下の場合は「おおむね良好」、４０点以上６９点以下の場合は「注意が必要」、３９点以下の場合は「一層の注意が必要」とし、それぞれ該当する場所に√印を記載すること。

別記様式第５号（第２関係）

高齢者講習終了証明書発行簿

責任者印	証書番号	発　行　日	講 習 種 別	氏　　名	性　別	備　考
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				
		・　・				

別記様式第６号（第２関係）

チャレンジ講習受講結果確認書発行簿

責任者印	証書番号	発　行　日	氏　　名	性　別	備　　考
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			

別記様式第７号（第２関係）

特定任意高齢者講習終了証明書発行簿

責任者印	証書番号	発　行　日	氏　　名	性　別	備　　考
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			
		・　・			

別記様式第８号　（第２関係）

高齢者講習実施日報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

年　　月　　日の高齢者講習を下記のとおり実施したから報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	講習種別等 該当個所に○印	指導員名	警察署 確認印
1	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
2	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
3	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
4	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
5	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
6	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
7	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
8	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
9	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
１０	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第８号関係）

番号	氏名 生年月日	住所	性別	講習種別等 該当個所に○印	指導員名	警察署 確認印
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		

別記様式第９号（第２関係）

チャレンジ講習・特定任意高齢者講習（簡易）実施日報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

年　　月　　日のチャレンジ講習及び特定任意高齢者講習（簡易）を下記のとおり実施したから報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	ﾁｬﾚﾝｼﾞ講習の合否	検定員名	簡易講習受講の有無	簡易講習指導員名	警察署確認印
1	・　・		男 女	合格 不合格		受		
2	・　・		男 女	合格 不合格		受		
3	・　・		男 女	合格 不合格		受		
4	・　・		男 女	合格 不合格		受		
5	・　・		男 女	合格 不合格		受		
6	・　・		男 女	合格 不合格		受		
7	・　・		男 女	合格 不合格		受		
8	・　・		男 女	合格 不合格		受		
9	・　・		男 女	合格 不合格		受		
１０	・　・		男 女	合格 不合格		受		

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第９号関係）

番号	氏名 生年月日	住所	性別	ﾁｬﾚﾝｼﾞ講習の合否	検定員名	簡易講習受講の有無	簡易講習指導員名	警察署確認印
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		
	・　・		男 女	合　格 不合格		受		

別記様式第10号　（第２関係）

特定任意高齢者講習（シニア運転者）実施日報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

年　　月　　日の特定任意高齢者講習（シニア運転者）を下記のとおり実施したから報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	講習種別等 該当個所に○印	指導員名	警察署 確認印
1	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
2	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
3	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
4	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
5	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
6	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
7	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
8	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
9	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
１０	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第10号関係）

番号	氏名 生年月日	住所	性別	講習種別等 該当個所に○印	指導員名	警察署 確認印
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		
	・　・		男 女	７５歳未満 ７５歳以上		

別記様式第11号（第２関係）

高齢者講習実施月報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

年　　月分の高齢者講習を下記のとおり実施したから報告する。

講習種別			講習受講者数
７５歳未満講習		四輪	人
		二輪	人
		小計	人
７５歳以上講習	第１分類	四輪	人
		二輪	人
	第２分類	四輪	人
		二輪	人
	第３分類	四輪	人
		二輪	人
	小　計	四輪	人
		二輪	人
合　計		四輪	人
		二輪	人
		合計	人

※　小特については、四輪の数に括弧書きの内数で計上すること。

番号	氏　名	生年月日	性別	講習種別	実施日	失効者は○印
１		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
２		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
３		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
４		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
５		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
６		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
７		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
８		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
９		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
１０		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第11号関係）

番号	氏　　名	生　年　月　日	性　別	講 習 種 別	実施日	失効者は○印
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	
		・　・	男　女	75歳未満　75歳以上	日	

別記様式第12号（第２関係）

チャレンジ講習実施月報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

年　月分のチャレンジ講習を下記のとおり実施したから報告する。

講習種別	講習受講者数	チャレンジ講習合否数	
		合格者数	不合格者数
チャレンジ講習	人	人	人

番号	氏名	生年月日	性別	チャレンジ講習合否	実施日	備考
1		・　・	男　女	合格　不合格	日	
2		・　・	男　女	合格　不合格	日	
3		・　・	男　女	合格　不合格	日	
4		・　・	男　女	合格　不合格	日	
5		・　・	男　女	合格　不合格	日	
6		・　・	男　女	合格　不合格	日	
7		・　・	男　女	合格　不合格	日	
8		・　・	男　女	合格　不合格	日	
9		・　・	男　女	合格　不合格	日	
１０		・　・	男　女	合格　不合格	日	

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第12号関係）

番号	氏　　名	生　年　月　日	性　別	ﾁｬﾚﾝｼﾞ講習合否	実施日	備　　考
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	
		・　・	男　女	合格　不合格	日	

別記様式第13号（第２関係）

特定任意高齢者講習（簡易）実施月報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

特定任意高齢者講習（簡易）を下記のとおり実施したから報告する。

講　習　種　別	講習受講者数
特定任意高齢者講習（簡易）	人

番号	氏　名	生年月日	性別	実施日	備　考
1		・　・	男　女	日	
2		・　・	男　女	日	
3		・　・	男　女	日	
4		・　・	男　女	日	
5		・　・	男　女	日	
6		・　・	男　女	日	
7		・　・	男　女	日	
8		・　・	男　女	日	
9		・　・	男　女	日	
１０		・　・	男　女	日	

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第13号関係）

番号	氏　　名	生　年　月　日	性　別	実施日	備　　考
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	
		・　・	男　女	日	

別記様式第14号（第２関係）

特定任意高齢者講習（シニア運転者）実施月報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

特定任意高齢者講習（シニア運転者）を下記のとおり実施したから報告する。

講習種別		講習受講者数
７５歳未満講習		人
７５歳以上講習	第１分類	人
	第２分類	人
	第３分類	人
	小　計	人
合　計		人

番号	氏名	生年月日	性別	実施日	講習種別	備考
1		・　・	男　女	日		
2		・　・	男　女	日		
3		・　・	男　女	日		
4		・　・	男　女	日		
5		・　・	男　女	日		
6		・　・	男　女	日		
7		・　・	男　女	日		
8		・　・	男　女	日		
9		・　・	男　女	日		
１０		・　・	男　女	日		

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第14号関係）

番号	氏　　名	生　年　月　日	性　別	実施日	講習種別	備　　考
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		
		・　・	男　女	日		

別記様式第15号（第２関係）

誓　　約　　書

私は、道路交通法第１０８条の２第１項第１２号に規定する高齢者講習を受けるに当たっては、次のことを遵守いたします。

（１）　当講習履行場所で決められたことを守り、指導員の指示に従い、真面目に受講します。

（２）　講習中、私の不注意等で事故が発生しましても講習履行場所側の責任は一切問いません。

上記のとおり誓約いたします。

年　　月　　日

氏名　　印

管理者　殿

別記様式第16号（第２関係）

高齢者講習・特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請及びてん末書

長崎県警察本部長　殿

住　所

氏　名

年　　月　　日生

私は、　　年　　月　　日　　において高齢者講習・特定任意高齢者講習を受講し、終了証明書の交付を受けましたが、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に　　市
郡　　町　　付近において、終了証明書を紛失しましたので再発行していただきますよう申請します。

なお、後日紛失した終了証明書を発見したときは、必ず返納することを誓います。

氏　名　　印

別記様式第17号（第２、第３関係）

高齢者講習等日誌

管理者		月　日	曜	指導員					
			天	氏　名					

種別				
受講者				
記事				
備考				

別記様式第18号　（第３関係）

講習予備検査（認知機能検査）実施日報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

年　　月　　日の講習予備検査を下記のとおり実施したから報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	分類該当個所に○印	指導員名	警察署確認印
1	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
2	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
3	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
4	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
5	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
6	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
7	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
8	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
9	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
１０	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第18号関係）

番号	氏名 生年月日	住所	性別	分類該当個所に○印	指導員名	警察署確認印
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		
	・　・		男 女	第１分類 第２分類 第３分類		

別記様式第19号（第３関係）

講習予備検査（認知機能検査）実施状況

年　　月　　日

長崎県警察本部長　殿

講習機関名

管理者　　印

年　　月　　日　　時に講習予備検査を実施した結果は、下記のとおりであるので報告します。

番号	氏　　名	免許番号	生年月日（年齢）	性別	検査番号	時間の見当識	手かがり再生	時計描画	総合点	判定	運転頻度
1			年　月　日（　歳）								
2			年　月　日（　歳）								
3			年　月　日（　歳）								
4			年　月　日（　歳）								
5			年　月　日（　歳）								
6			年　月　日（　歳）								
7			年　月　日（　歳）								
8			年　月　日（　歳）								
9			年　月　日（　歳）								
１０			年　月　日（　歳）								

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第20号（第２関係）

講習予備検査（認知機能検査）実施月報

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

講習機関名

管理者　　印

年　　月分の講習予備検査を下記のとおり実施したから報告する。

分　　類	受　検　者　数
第１分類	人
第２分類	人
第３分類	人
合　　計	人

番号	氏　　名	生　年　月　日	性　別	分　類　別	実施日	失効者は○印
1		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
2		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
3		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
4		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
5		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
6		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
7		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
8		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
9		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
１０		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	

注　報告人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

継紙（別記様式第20号関係）

番号	氏　　名	生　年　月　日	性　別	分　類　別	実施日	失効者は○印
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	
		・　・	男　女	第1分類 第2分類 第3分類	日	

別記様式第21号（第３関係）

講習予備検査（認知機能検査）通知書発行簿

責任者印	番　号	分類番号	発　行　日	氏　　名	性　別	備　　考
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			
			・　・			

別記様式第22号（第３関係）

講習予備検査結果の通知書再交付申請及びてん末書

長崎県警察本部長　殿

住　所

氏　名

年　　月　　日生

私は、　　年　　月　　日　　において講習予備検査を受検し、

通知書の交付を受けましたが、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの

までの間に　　市
郡　　町　　付近において、通知書を紛失

しましたので再発行していただきますよう申請します。

なお、後日紛失した通知書を発見したときは、必ず返納することを誓います。

氏　名　　印

別記様式第23号（第５関係）

文　書　収　発　処　理　簿

受付		発信者	原書		件名	処理要領
番号	月日	発送先	番号	月日		

別記様式第24号（第６関係）

高齢者講習等における特異者通報書

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿
（運転免許管理課長）

講習機関名

管理者　　印

高齢者講習等における特異者について下記のとおり通報します。

対象者	氏　　名	
	住　　所	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
	電話番号	
免許証番号		
免許失効の有無		
講習受講日時		年　　月　　日（　　：　　～　　：　　）
講習種別		高齢者講習　　特定任意高齢者講習
講習状況		（該当した特異行動を具体的に記入し、認知機能検査の結果、運転適性診断の結果及び運転行動診断の結果等参考となる資料を添付すること。）
その他特記事項		

別記様式第25号（第６関係）

措 置 状 況 票

氏　　名		生年月日	年　月　日（　歳）
住　　所			
電 話 番 号			
運 転 車 両			
運転の状況等			
同居の家族等			

免 許 証 番 号	
免 許 の 種 類	
免 許 証 の 更 新 状 況	

本人との面談の有無	有　・　無 （「有り」の場合、その内容）		
立　会　者		本人との関係	

年　月　日	措　置　状　況

別紙（第６関係）

チェックリスト

以下の質問事項のうち３つを通報対象者に質問し、全て正しく回答できた場合は、臨時適性検査の対象外とします。

※　正否の判断が困難な回答があった場合は、当該質問とは別の質問をします。

※　高齢者講習又は講習予備検査（認知機能検査）に関する質問をする場合は、事前に、通報対象者が受けた高齢者講習又は講習予備検査の結果等について把握しておきます。

※　通報対象者が理解できない言葉や言い回しがあった場合には、言い換えをするなど通報対象者に質問の内容が伝わるように努めます。

１　いつ高齢者講習（又は講習予備検査）を受講（又は受検）しましたか。

※　受講（又は受検）した日付を正しく答えられなくても、個別訪問が受講後１月後である場合は前後２週間以内、個別訪問が受講後２週間後である場合は前後１週間以内で回答した場合は、正しく答えられたと判断します。

２　どこで高齢者講習（又は講習予備検査）を受講（又は受検）しましたか。

※　高齢者講習等を実施した教習所等の名称が答えられなくても、住所、地域名、付近の目印になるような場所等が答えられ、高齢者講習等を実施した教習所等が特定できる場合は、正しく答えられたと判断します。

３　高齢者講習（又は講習予備検査）では、どのような講習（又は検査）をしましたか。

※　様々な項目がありますが、一つでも答えられたら正しく答えられたと判断します。

※　例えば、「高齢者講習では、どのような講習をしましたか。」という質問に対して、講習予備検査の検査項目（時間の見当識等）を回答した場合は、正しく答えられたと判断します。

４　高齢者講習で車を運転したとき（実車指導のとき）は、教習所の指導員からどのような指導をされましたか。

５　講習予備検査の結果は、どうでしたか。

※　高齢者講習の受講結果を回答した場合は、当該結果が事実と合致するのであれば正しく答えられたと判断します。

別冊１

視野検査指導要領

第１　指導要領の目的

この指導要領は、高齢者講習において視野検査結果による安全運転への指導を実施させるために、必要な事項について定めることを目的とする。

第２　検査実施に当たっての心構え

検査を実施させる者に次の基本的事項を理解させ、適正かつ円滑に検査を実施させなければならない。

１　検査の目的

検査は、水平方向の視野測定を行い、年齢に伴う視野の変化を自覚させるとともに、個々人の視野の状況に応じた安全指導を行わさせ、もって、高齢運転者の安全運転を支援することを目的に実施させるものとする。

２　検査の性質

検査は、被検者の視野の状況を確認し、その結果に基づいた安全運転に必要な指導を行わさせるために実施するものであり、更新時の適性検査や医学的な検査とは異なる。

３　高齢者の心情に配意した検査の実施

検査は高齢者を対象に実施するものであることから、検査に関する説明及び視野測定の際には、丁寧な説明に心がけるなど、高齢者の心情に配意させなければならない。

４　検査結果の取扱い

検査の結果は、被検者の視野機能の状況を示す個人情報であり、その取扱いには十分に注意させなければならない。

第３　検査の実施要領

１　測定する視野

被検者の水平方向の視野角度とその中で見えない点（以下「視野欠損点」という。）の有無の測定を行わさせること。

２　使用する検査器

検査には、水平方向の視野角度を測定可能な視野検査器を使用させることとし、自動式、手動式とを問わない。ただし、自動式の場合は、被検者個々人の反応状況などを考慮し、視標の速度を調整できるものが望ましい。

なお、本指導要領において、検査器の各部の名称を次のとおり呼称する。

(1) 視　標－測定のために水平方向に移動する円形の標（点）

(2) 注視点－測定時、測定する眼の視点を固定するための目標（点）

(3) 顎　台－測定時、顎を乗せるために測定器に付設している台

(4) 額当て－測定時に額を固定するために測定器に付設している当て板

(5) 遮眼板－測定しない方の眼を覆うために測定器に付設している板

３　検査実施時の基本的留意事項

(1) 検査器の設置場所

ア　直射日光が差し込む場所や部屋の隅などは避け、明るさが一定に保てる場所に設置させる。（設置場所に関し、検査器の取扱説明書に記載がある場合は、当該方法により設置させること。）

イ　被検者が落ち着いて測定できるよう、人が行き来する廊下等は避けさせる。

(2) 測定時

ア　被検者に対し、事前に測定要領を説明し、視標が確認できた（確認できなくなった）ときの合図（自動式の場合はボタン押下、手動式は声を発するなど）を予め定め、被検者の了解を得ておく。

イ　顎台に顎を正しく乗せ、額当てに額を付けて、測定中は動かさないよう指示させる。

ウ　測定しない眼に遮眼板等をセットさせる。

エ　顎台を上下・左右に動かし、被検者の目を正しい位置（注視点）に合わせる。

オ　注視点を見ている眼を絶対に動かさないよう指示させるとともに、視標の確認が誤りなくスムーズに行えるか本測定の前に試行測定を実施し、測定要領を理解させる。

カ　視標の移動速度は、１秒間に約５度を目安とさせるが、被検者の反応状況に応じて適切な速度に調整しても差し支えない。

キ　コンタクトレンズ装用者はそのまま測定させる。眼鏡装用者は、フレームが視野の測定に影響を及ぼすことが想定されることから、原則として眼鏡を装用せずに測定させる。ただし、被検者から視標が裸眼で確認しにくいとの申し出があった場合には、眼鏡を装用させて測定しても差し支えない。その際、眼鏡を通して見える範囲は眼鏡を使用し、視標が眼鏡から外れた地点で眼鏡を外させ、眼鏡から外れた地点よりやや内側（注視点側）から外側（耳側）に向けて視標を再度移動させ、視標が確認できなくなった地点の角度を測定させる。逆方向（耳側から注視点方向）からの測定も同様に行わさせる。

ク　測定中は、測定している被検者の眼が動いていない（視標を追視していない）ことを常時確認させる。

ケ　測定中に、必要以上に被検者の身体に触れる行為は、医療行為とみなされる可能性があるので注意させる。

４　視野の測定方法

(1) 視野角度の測定

ア　右眼の測定（右図参照）

(ｱ) 視標を注視点から耳側方向（外側方向）に移動させ、視標が確認できなくなった地点の角度(A)を測定させる。

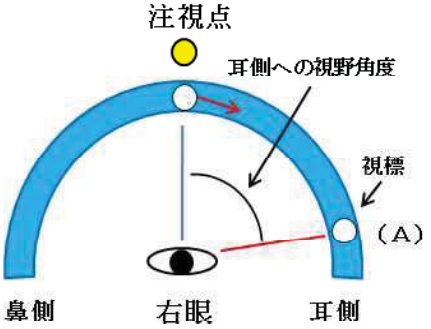

(ｲ) 視標を耳側から注視点方向（内側方向）に移動させ、視標が確認できた地点の角度(B)を測定させる。

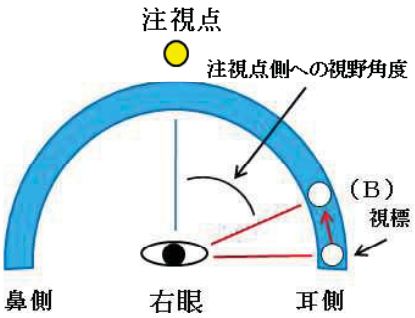

(ｳ) (ｱ)、(ｲ)での測定角度(A)、(B)を合計し、２で除した平均値(C)を右眼の視野角度とする。ただし、(A)、(B)の角度差が10度以上ある場合には再度測定し直させ、角度差が少ない数値をもって測定角度とする。

※ 右眼の視野角度

(A＋B)÷２＝C

イ　左眼の測定（右図参照）

前記右眼の測定要領と同様に、耳側方向の角度(D)及び注視点方向の角度(E)を測定させ、その平均値(F)を左眼の視野角度とする。

※ 左眼の視野角度

(D＋E)÷２＝F

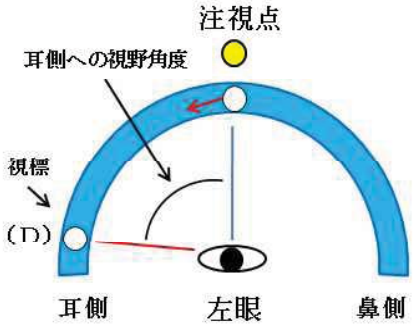

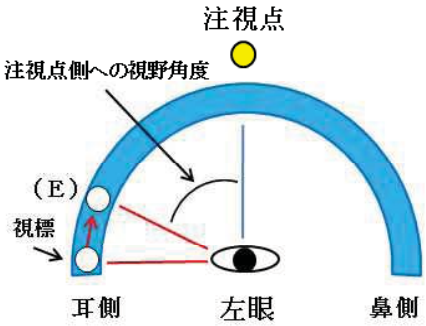

ウ　両眼の視野角度（右図参照）

前記ア、イで測定された右眼の視野角度(C)及び左眼の視野角度(F)を合計し、両眼の視野角度(G)とする。

※ 両眼の視野角度

(C＋F)＝G

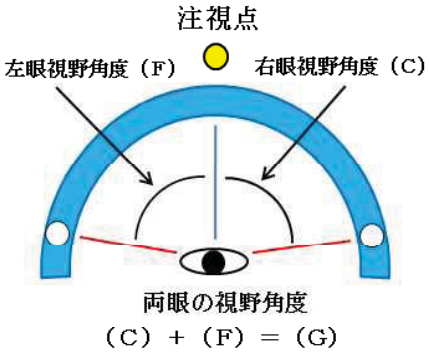

(2) 視野欠損点の測定（右図参照）

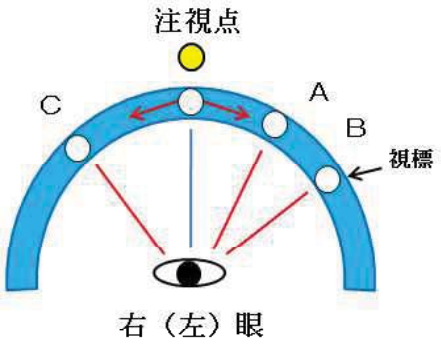

ア　右眼の視野欠損点の測定

注視点から耳側方向へ視標を移動させ、移動中に視野欠損点があるか否かを確認し、視野欠損点が存在する位置の角度を測定させる。

この場合、前記(1)ア(ｳ)において、注視点からの測定角度と、耳側からの測定角度の差が著しいときは、視野欠損点が存在する可能性があるので、当該角度差が生じた範囲は、特に慎重に測定させる。

イ　左眼の視野欠損点の測定

右眼の要領と同様に測定を行わさせる。

ウ　注視点から、それぞれ耳側方向に概ね15度（個人によって異なる。）のところには、目の構造上、見えない部分「盲点」（「暗点」ともいう。）が存在する。したがって、耳側方向に約10度から20度の付近については、盲点の可能性があるので、視野欠損点として判定しない。

5　測定結果の通知及び保存

(1) 通知

測定結果は、別記様式の「視野測定結果票」をモデルとした書面に記録させ、被検者に自分の視野の状況を通知し、理解させる。当該結果票は、視野の状況に応じた安全指導を行う際の資料として活用させるとともに、指導後は被検者に交付させるものとする。

なお、被検者から再測定の申し入れがあった場合には再測定を行わさせるが、講習時間内で再測定を行うことができない場合には、被検者の了解のもと、講習時間外に測定を行わさせるものとする。

(2) 保存

測定結果については、次回の講習の際の指導にも活用できるよう実施者において保存させるものとする。

第４　測定結果に基づく指導事項

視野測定後の指導においては、視野の状況を理解させるとともに、測定結果に基づき、安全運転上のポイントについて、具体的な危険場面を挙げて指導させるものとする。

1　年齢に伴う視野狭小の理解

別表に示す（社）全国指定自動車教習所協会連合会が実施した視野測定結果を参考に、年齢に伴い視野が一般的に狭小化する実態を説明させるとともに、被検者の測定結果を若年齢層及び同年齢層等と比較させ、被検者の視野の状況を理解させるものとする。

2　具体的な危険場面における安全指導

高齢運転者には、出会い頭事故が多く、特に交通が輻輳する交差点では、確認のため首を振った方向を長い時間見ていると、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させるとともに、長時間一点に視

線を集中せずに、反対方向への視線確認を心がけるよう指導させるものとする。また、測定結果を踏まえ、次の例を用いさせるなどし、具体的な危険場面と事故防止のための運転方法について指導させる。さらに、高齢運転者の中には、長年の運転経験により、運転行動に関し、それぞれの個癖が身に付いている者が多いと考えられることから、実車による指導においては、「高齢者講習における実車指導要領」を参照に、交差点をはじめとした危険場面での安全確認の方法として、片方ばかりに気を取られることなく、左右まんべんなく確認を行うことの基本を改めて指導させるものとする。

(1) 交差点における安全走行

ア　交差点では右左折する際には、進行方向以外の安全確認が疎かになるおそれがあることから、交差点手前で十分に減速し、進行方向以外の方向に対する目視による確認を励行する。

イ　前方のみに注意が行きがちになり、交差道路への安全確認が不十分になることから、不意による「飛び出し」に対応できる速度と危険予測に基づく目視による確認を励行する。

ウ　交差点を左折する際は、車両左側のバックミラーに映らない部分（死角）に原付バイク等が後方から進行して来る場合があるので、左折する交差点の手前で十分に減速するとともに、左側方に対する目視による確認を励行する。

エ　隘路からの右左折の際は、停止線手前（停止線が設置されていない場合は交差点の直前）で確実に一旦停止し、安全が十分に確認できる位置まで徐々に自車を進行させ、身体の上体を前に倒し覗き込む姿勢などして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認することを心がける。

(2) カーブにおける安全走行

カーブを知らせる情報板などを確認しないため、カーブを認知してからの減速が遅れ安全な速度で走行することができないおそれがあることから、走行中においては、周囲の情報板等に対する注意を怠らないように走行することを心がける。

(3) 高速道路等での安全走行

進路変更又は本線進入時の際は、バックミラーによる確認のみで安全が十分に確認されないまま進路変更又は本線に進入するおそれがあることから、バックミラーのみならず目視による後方確認を励行する。

3　視野欠損に関する指導事項

高齢運転者は、若年運転者に比べ視野欠損を患っている割合が高く、視野欠損のある高齢運転者の大半は自己の視野欠損を自覚していないことが明らかとなっている。視野欠損は病気による可能性もあることから、測定の結果、視野欠損のある被検者に対しては、専門医の診断を受けるよう勧めさせる。その際、「病気の疑いがある。」とか「視野欠損がある。」など、医療的な言動は避け、「今回の測定の結果、視野が少し狭くなっているようです。また、見えてない箇所がある可能性がありますので、眼科医から詳しく診ていただいてはいかがでしようか。」などと、医師の診断を促させるものとする。また、見えていない箇所がある可能性があることも考慮し、運転する際には、「速度を控える。」「夕方から夜間にかけてなど見えにくい環境ではできるだけ運転を控える。」「交差点では目視による十分な安全確認を行う。」など具体的な指導を行わさせるものとする。

別記様式（第３関係）

視野測定結果票

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

測定日時	平成　年　月　日（　曜日）　午前・午後　時　分
測定結果	○　視野角度 右眼視野角度　　度 左眼視野角度　　度　➡　両眼視野角度　　度 ○　見えないおそれがある箇所 右眼　　箇所 左眼　　箇所 ※　あくまでも今回の測定で「見えない」と申告があった箇所について記録しました。ご心配の方は、眼科医の診察を受けることをお勧めします。

＜参考＞　各年齢層別の平均視野角度の標準

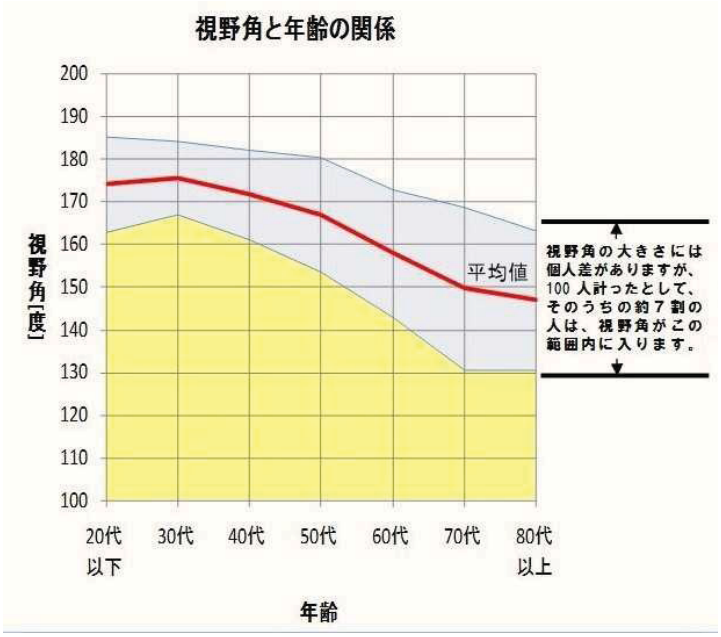

※　ご自分の視野角度を実際にグラフに落としてみて、若いとき、あるいは同年齢と比較して、どの辺に位置しているか確認してみましょう。

※　上記は、(社)全日本指定自動車教習所協会連合会において543名を対象に測定した各年齢層における平均視野角度を表したグラフです。

別表

各年齢層別平均視野角度の標準

年齢層		性別		年齢層別・性別 水平視野角度		年齢層別 水平視野角度	
年齢	人数（人）	性別	人数（人）	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
18代～29歳	76	男	40	174.5	12.3	174.2	11.2
		女	36	173.8	10.1		
30歳～39歳	77	男	42	175.4	8.4	175.4	8.2
		女	35	175.5	8.1		
40歳～49歳	73	男	38	172.7	8.9	171.5	10.8
		女	35	170.3	12.5		
50歳～59歳	79	男	49	167.8	12.6	167.0	13.2
		女	30	165.6	14.3		
60歳～69歳	79	男	44	156.9	15.3	158.6	15.1
		女	35	160.8	14.7		
70歳～79歳	83	男	47	146.9	22.7	150.9	20.1
		女	36	156.3	14.4		
80歳以上	76	男	47	149.3	16.9	146.9	16.3
		女	29	143.0	14.8		
総　　数	543	男	307	162.7	18.6	163.3	17.6
		女	236	164.2	16.3		

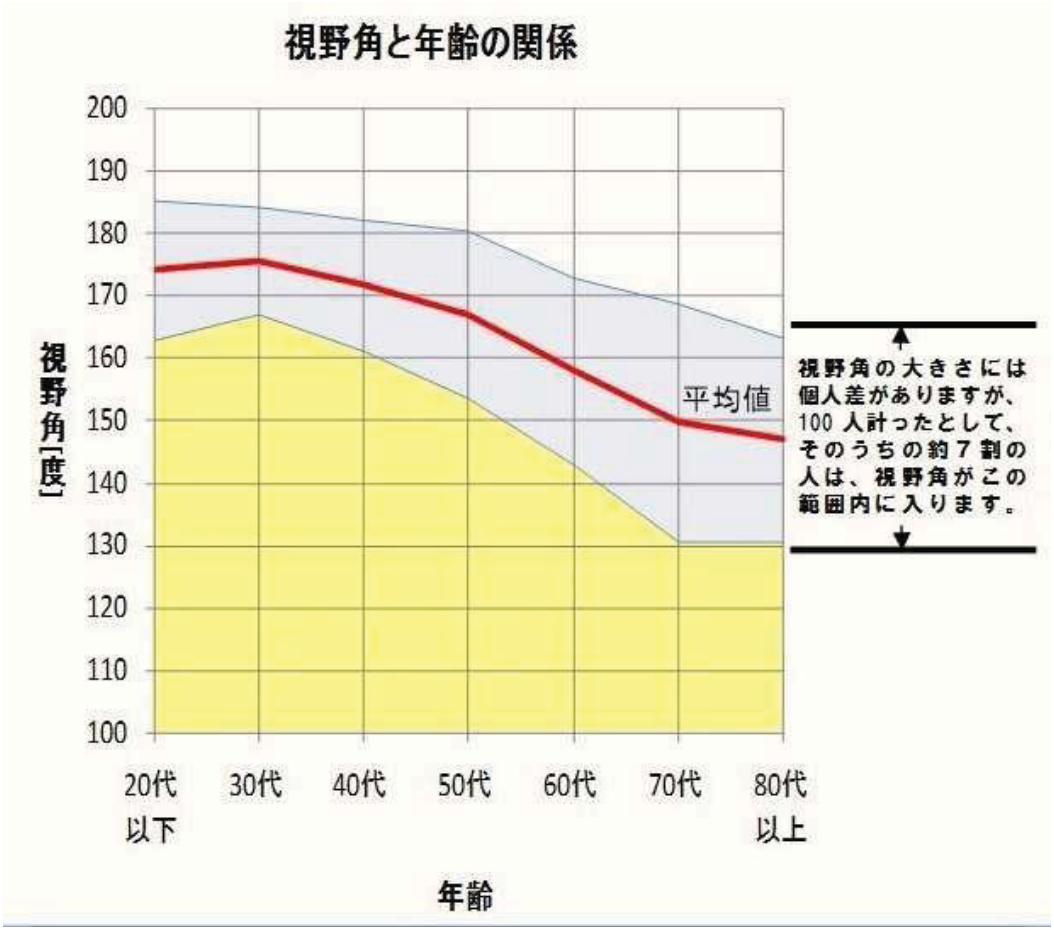

注：　(社)全日本指定自動車教習所協会連合会において、543名を対象に測定した各年齢層における平均視野角度の標準を示したグラフ

別冊２

高齢者講習における実車指導要領

1　認知機能検査の概要と実車指導に当たっての留意事項

(1) 検査導入の趣旨

これまでの高齢者講習では、動体視力検査、夜間視力検査及び運転適性診断の結果に基づき、年齢に伴うこれらの身体機能の低下が自動車運転に及ぼす影響を理解するための安全教育は行われているが、記憶力・判断力の低下それ自体に応じた安全教育は行われていない。

しかし、高齢運転者による交通事故の現状をみると、記憶力・判断力の低下が事故の発生に相当の影響を及ぼしているものと考えられ、75歳以上の高齢運転者に対しては、記憶力・判断力の低下が運転に影響を及ぼすおそれのあることを理解させるとともに、記憶力・判断力の低下に応じた安全教育を行う必要がある。

このため、平成19年６月に道路交通法が改正され、高齢運転者の交通事故防止を図るため、75歳以上の高齢運転者の免許更新時に、記憶力・判断力に関する検査を行い、検査の結果に基づいた高齢者講習を行うこととなった。

また、検査の結果により記憶力・判断力が低くなっている者のうち、免許証更新期間満了日の１年前から更新申請の前日までに特定の違反行為をしていた者や、更新後に特定の違反行為をした者については、専門医による臨時適性検査を受けることとなる。

(2) 検査の内容

検査は、次の３つの設問（「時間の見当識」、「手がかり再生」、「時計描画」）への回答を用紙に記入させることにより、記憶力・判断力の状況を検査する。（別に定める「認知機能検査の実施要領」を参照）

ア　時間の見当識

検査時における年月日、曜日及び時間を回答させることにより、時間の感覚を検査するもの。

イ　手がかり再生

イラストを記憶させ、時間をおき、手がかりを与えた上で回答させることにより、記憶力を検査するもの。

ウ　時計描画

時計の文字盤を描かせ、その文字盤に指定した時刻を表す針を描かせることにより、空間把握能力（物の位置関係を把握する能力）を検査するもの。

(3) 総合得点と各分類への区分

検査の総合点は、時間の見当識、手がかり再生及び時計描画の３つの下位検査について、定められた採点基準により採点し、これらの点を、開発された回帰式を用いて算出する。

この総合点に応じ、

○　記憶力・判断力が低くなっている者（第１分類）

○　記憶力・判断力が少し低くなっている者（第２分類）
○　記憶力・判断力に心配のない者（第３分類）
の３つの分類に区分される。

(4) 検査結果の伝達

検査結果については、受検者にその結果が伝達される。

(5) 認知機能検査の結果に基づく実車指導を行う時の留意事項

免許証更新期間満了日における年齢が75歳以上の者に対する高齢者講習の実車指導は、認知機能検査の結果に基づいて実施させることとなるが、認知機能検査の結果については、次の事項に留意させなければならない。

ア　検査の性質

認知機能検査は、受検者の記憶力・判断力の状況を確認する簡易な手法の一つであり、検査の結果は受検者の認知症の診断を行うものではない。実車指導は検査結果に基づいて行われるものであるが、認知症の診断は、あくまでも専門の医師により行われるものであり、指導に当たっては認知症の診断が行われていると誤解を招かないよう留意させること。

イ　実車指導の目的等

認知機能検査とその結果に基づく実車指導は、高齢運転者に対し、自己の記憶力・判断力の状況を自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるよう支援していくことが目的であり、高齢運転者を排除することが目的ではないことを十分理解した上で行わせること。

ウ　検査結果の取扱い

検査結果は、受検者の記憶力・判断力の状況を示すものであり、受検者の個人情報であることから、その取扱いには十分注意させなければならない。特に、実車指導の際に、他の受講者に検査結果が明らかにわかるような指導とならないように配慮させること。

２　実車指導の心構えと指導方針

(1)　実車指導に当たっての心構え

記憶力・判断力の低下が疑われる高齢運転者の大半が、自己の記憶力・判断力の低下や運転能力の衰えを正しく認識せず、また、過去の運転経験が自信を生み、危険に対する慎重さが減少しているとの指摘もある。

安全教育を行うに当たっては、このような高齢運転者の心情を理解しつつ、運転上の失敗のみを指摘して受講者の改善意欲をいたずらに減退させることのないようにさせること。また、努力次第で安全運転が継続できるのだという気持ちを持たせ、積極的に安全教育を受けようとする姿勢を引き出すことができるよう、指導方法を工夫させなければならない。

また、高齢者は同時に複数のことを行う能力が低下しているとの指摘があり、これに記憶力・判断力の低下が加わると、複数の指摘や指導に対応できないどころか、その内容すら理解できなかったり、覚えていないということも考えられる。そのため、記憶力・判断力が低下している者に対しては、時間が経過した後の事後や複雑な説明によって真に指導すべき内容が希薄化することのないよう、不適切な運転行動があった場合にはまず運転を中断させ、指導すべき事項をその場で端的に、反復して伝えることが望ましい。

(2)　実車指導方針

ア　運転行動において指摘すべき項目が多岐に及ぶ場合は、特に必要な点について重点的に指導したり、優先順位の高いものから指導させること。

イ　実車指導時に危険な運転行動を認めた場合には、そのときの受講者の様子をよく観察し、自己の運転行動の危険性に対してどの程度の過失の深さを感じているか（認識の有無）を判断した上で、その者の理解度に応じた指導を根気よく行なわせること。

ウ　記憶力・判断力の低下が原因と考えられる不適切な運転行動を認めた場合は、年齢に伴う記憶力、判断力等の低下が自動車の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるとともに、不適切な運転行動が自己の記憶力・判断力の低下に関係があることを自覚させること。

エ　認知症の疑いがある者は、自己の不適切な運転行動について強引に言い訳（正当化）する傾向がみられるので、このような言動に惑わされないこと。

オ　認知症の特徴として、自己の失敗の取り繕いや場合わせ等があるので、このような言動に留意させること。

カ　運転適性検査機材による指導の結果を踏まえ、具体的な危険場面における事故防止のための運転方法について指導させること。

キ　褒めるべきところは褒め、良好な雰囲気を保ちながら、受講者のプライドや自尊心を傷付けないよう配慮させること。

ク　受講者が自分の問題点を発言しようとしているときは、指導員から問題点を提示するようなことはせず、受講者の認識を引き出すようにさせること。

3　実車指導の方法

(1)　課題設定の考え方

認知機能検査の結果に基づいた高齢者講習が行われることとなるが、認知機能検査の結果による分類などにかかわらず、およそ高齢者である以上、年齢に伴う運動機能の低下、動体視力・夜間視力の低下や視野の狭小化がみられることには変わりがなく、その運転行動への影響を否定したり、軽視することはできない。したがって、高齢者講習受講者に対しては、記憶力・判断力の状況を踏まえた安全教育を実践するだけでなく、運動機能や視力・視野の状況を踏まえた内容についても指導を行わせる必要がある。

ア　運動機能に関する課題

運動機能に関する課題として、普通免許や大型免許等の四輪免許保有者に関しては、現行の運転免許技能試験課題の中から、複数の運転操作を同時に行うことが困難である等高齢者特有の状態を明らかにするものとして「方向変換」を実施させる。また、特に運動機能の低下が関連する「段差乗り上げ」、「車両感覚走行」及び「パイロンスラローム」を実施させ、適切なアクセル、ブレーキ及びハンドル操作を行うための運動機能に衰えが生じている可能性を示唆させる。

同様に、大型若しくは普通自動二輪免許又は原付免許しか保有していない二輪免許保有者に関しては、速度調節及びバランス操作が必要とされる「８の字旋回」を実施させる。また、特に運動機能の低下が関連する課題として「コーナリング」、「パイロンスラローム」及び「目標からの制動」を実施させる。

さらに、四輪免許保有者及び二輪免許保有者に共通して、年齢に伴う視野の狭小化が運転に及ぼす影響について対応するため、新たに見通しの悪い交差点を追加し、水平視野の狭小によって左右の見通しが悪くなり、交差車両の発見が遅れる等の状況を再現してその危険性を体験させる。視野検査器による測定の結果、水平視野の狭小化が認められる者については、その結果を反映させた指導を行わさせる。

イ　記憶力・判断力に関する課題

平成18年６月から７月にかけて、75歳以上の高齢者講習の受講者1,596人に対し記憶力・判断力の低下による運転行動の特徴を調査した結果、記憶力・判断力が低下した受講者は、そうでない者に比べて信号無視や一時不停止、不適切な運転操作による蛇行等の危険な運転行動をとる割合が多いとされている。また、高齢運転者による交通事故の特徴は、出会い頭の事故や一時不停止による事故、正面衝突や道路の通行区分違反による事故等の割合が高いことである。これらを踏まえ、記憶力・判断力に関する課題については、四輪免許保有者及び二輪免許保有者共に、記憶力・判断力の低下している者が適切に行いにくい運転行動についての課題を実施させることとする。

(2)　第１分類（記憶力・判断力が低くなっている者）に対する指導方法

第１分類についてまず認識しなければならないことは、この分類に区分された者は、運転に必要な記憶力・判断力等の低下により、安全な運転への支障が生じている可能性があるということである。また、認知症の中にはその症状が不可逆性であるものも存在し、治療による回復が見込めず、記憶力・判断力の低下を踏まえた実車指導をもってしても教育効果が期待できない場合がある。

一方で、第１分類に区分されたことをもって直ちに認知症であることを意味するものではなく、特定の違反行為をした場合に、臨時適性検査を経て、認知症であることが判明したときに免許の取消し等の行政処分を受けるものであり、それまでは自動車等の運転をすることができるものであることから、記憶力・判断力の低下の自覚に基づく安全運転に関する指導等を行う必要がある。

そのため、第１分類に対する指導では、まず、その者の記憶力・判断力の低下による運転の危険性がどの程度切迫しているかを見極め、把握することが重要である。その結果を踏まえ、次の段階として、具体的な指導を行うこととするが、明らかに認知症であることが疑われるような場合には、技術的な指導により危険な運転行動を矯正しようとするのでなく、むしろ安全な運転ができない状態にあることを自覚させ、運転の中止を示唆することもやむを得ない。

そこで、記憶力・判断力に関する課題については、記憶力・判断力の低下している者が適切に行いにくい課題を連続して２回実施させることとし、１回目の走行では、信号機のある交差点、一時停止標識のある交差点、進路変更、カーブ走行を実施し、信号無視や一時不停止、合図不履行、運転操作不適等の失敗があっても指摘・指導は行わずに一連の運転の様子を観察するにとどめ（ノンストップ方式）、運転行動診断票に記録するとともに受講者の運転の危険度を把握し、記憶力・判断力の低下による運転行動の危険性がどの程度切迫したものであるかを評価させる。

＜第1分類に対する指導方法（危険度観察型「ノンストップ方式」）のイメージ図＞

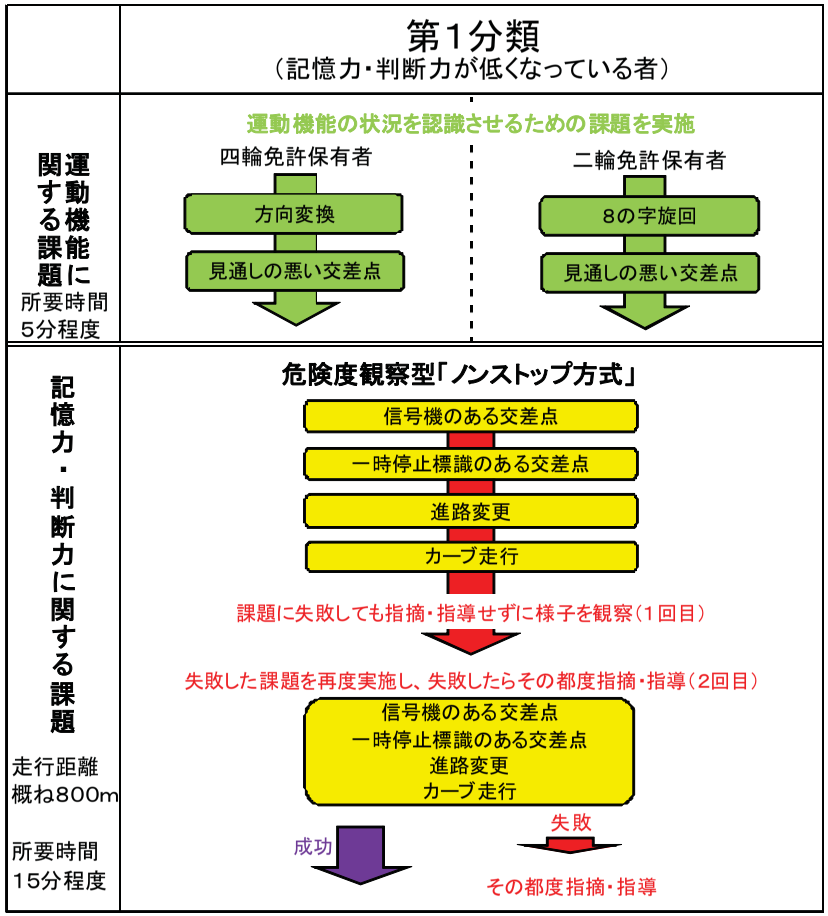

２回目の走行では、１回目の走行で観察した運転の危険度を踏まえ、１回目で失敗した課題を再度実施し、失敗したらその内容を運転行動診断票に記録するとともに指摘・指導し、成功するまで何度でも同じ課題を繰り返すことにより、基本的な運転操作を習得させるよう努めさせることとする。しかしながら、同一課題を繰り返し実施しても改善がみられないような場合等には、「運転するのは危険です。」、「運転を続けるかどうかよく考えてください。」と、安全な運転ができなくなっていることを自覚させ、運転の中止を示唆することも考えられる。他方、２回の走行を通じて危険な運転行動が発現せず、すべての課題に成功した場合には、「運転には特に問題はみられませんが、今後、特定の交通違反をしたり事故を起こした場合は、臨時適性検査の対象となります。」と教示させるなど、運転の継続に注意喚起を行わせる必要がある。

また、運動機能に関する課題については、運動機能の低下を認識させるための課題として方向変換（二輪免許保有者は８の字旋回）を実施するとともに、見通しの悪い交差点を実施させる。

(3)　第２分類（記憶力・判断力が少し低くなっている者）に対する指導方法

第２分類については、記憶力・判断力に若干の低下が認められるものの、その低下を踏まえて危険な運転行動を回避することに重点を置いた指導を行うことにより、その後も安全な運転を継続する可能性が期待できる。

そのため、カリキュラムにある幅広い内容・項目を網羅しようとするのでなく、記憶力・判断力の低下している者が適切に行いにくい運転行動についての課題から優先的に実施し、それらをいかに矯正するか、いかにして事故を回避させるかに指向した指導を行わせる必要がある。

そこで、記憶力・判断力に関する課題については、原則として、記憶力・判断力の低下している者が適切に行いにくい課題の順に、信号機のある交差点、一時停止標識のある交差点、進路変更、カーブ走行を実施し、信号無視や一時不停止、合図不履行、運転操作不適等の失敗があったときはその内容を運転行動診断票に記録させるとともに指摘・指導を行わさせ、成功したら次の課題へ進む到達度段階型（ステップアップ方式）の課題設定とさせる。

これにより、記憶力・判断力の低下による危険な運転行動の発現があっても、その危険行動を自ら回避することができる状態に矯正されるまで、同じ課題を何度も繰り返し実施することができ、受講者自ら事故を引き起こす危険性をわずかでも軽減させることを目的とした教育効果を引き出すことができると考えられる。

また、運動機能に関する課題については、運動機能の低下を認識させるための課題として方向変換（二輪免許保有者は８の字旋回）を実施するとともに、段差乗り上げ、車両感覚走行及びパイロンスラローム（二輪免許保有者はコーナリング、パイロンスラローム及び目標からの制動）のうち、１課題を実施するほか、見通しの悪い交差点を実施させる。

＜第2分類に対する指導方法（到達度段階型「ステップアップ方式」）のイメージ図＞

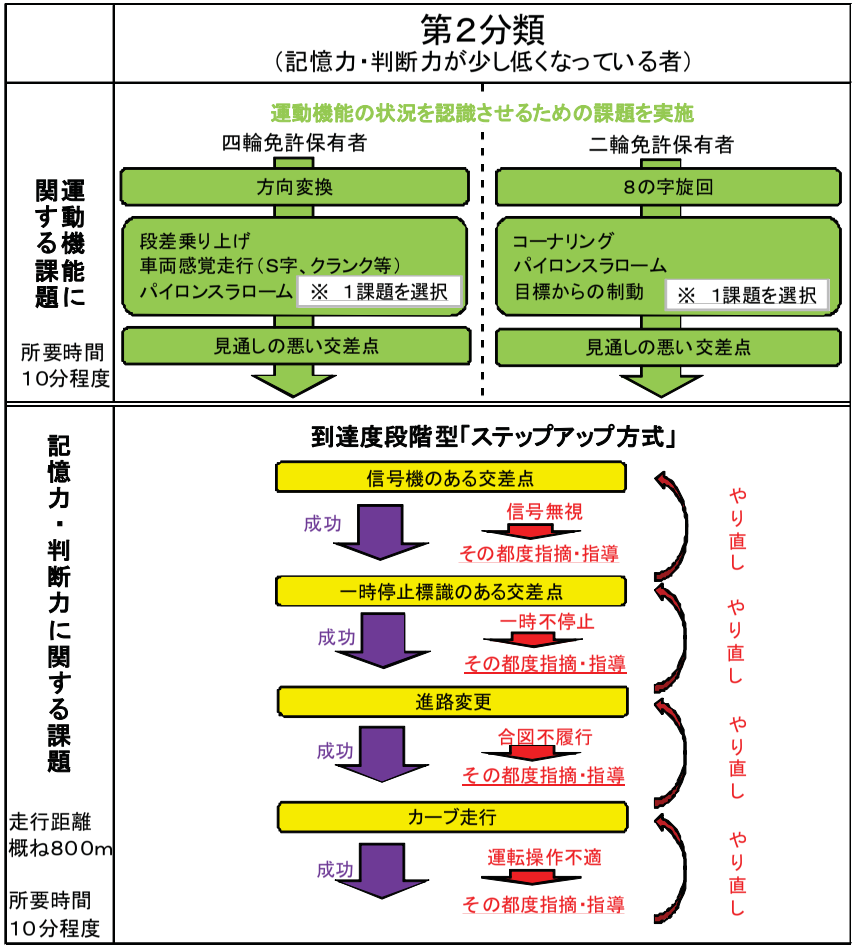

(4)　第３分類（記憶力・判断力に心配ない者）及び75歳未満の者に対する指導方法

第３分類及び免許証更新期間満了日における年齢が75歳未満の者については、記憶力・判断力の低下による危険な運転行動が発現しやすい課題に特化するよりも、身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があることを確実に理解させる必要がある。

そこで、運動機能に関する課題については、運動機能の状況を認識させるための課題として方向変換（二輪免許保有者は８の字旋回）を実施するとともに、段差乗り上げ、車両感覚走行及びパイロンスラローム（二輪免許保有者はコーナリング、パイロンスラローム及び目標からの制動）のうち、２課題を実施するほか、見通しの悪い交差点を実施させる。

また、記憶力・判断力に関する課題については、記憶力・判断力の低下している者が適切に行いにくい課題を実施させ、運転中に指導は行わず、運転行動診断票に記録を行わさせ、運転を終えた後に運転行動診断票に基づいて指導を行わさせる。ただし、受講者の運転により危険を生じさせることが明白となった場合には、危険等を回避するために口頭又は補助ブレーキ等で必要な措置を講じるとともに、危険な運転個癖等を指摘させるなどの指導を行わさせる。

＜第３分類及び75歳未満の者に対する指導方法のイメージ図＞

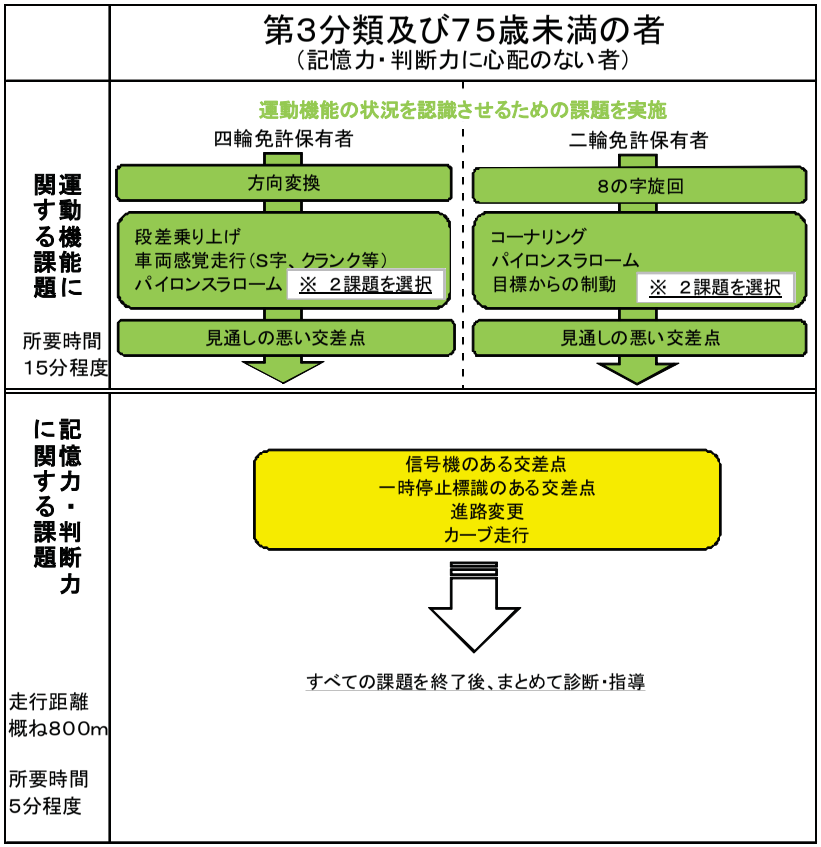

４　具体的指導内容

(1)　準備事項

ア　運転頻度等問診票の作成

受講者の日常の運転頻度等を把握させるため、実車指導を実施する前までに、別記様式１の「運転頻度等問診票」を受講者に問診するなどの方法により作成し、受講者に応じた車種の選定や運転機能に関する課題の選定など、指導に活用させる。

イ　運転行動診断票の準備

受講者の日常の運転個癖等を診断し、これを踏まえた指導とするため、別記様式２の「運転行動診断票」を準備しておき、受講者が運転している際などに運転行動を記録させる。

ウ　準備体操

受講者の緊張感をほぐし、事故を防止するため、実車による指導を実施する前に手足の柔軟体操等の準備体操を行わせる。

(2)　基本課題

ア　指導重点

普段運転する際に留意すべきことや、安全に運転するために必要な知識等一般的な事項を理解させる。

イ　指導内容

講習内容	指導要領	留意事項
①　高齢運転者標識の表示（四輪のみ）	・　高齢運転者標識の表示について周知させる。 [フレーズ例] ・　「高齢者マークを表示するようにしましょう。」 ・　「高齢者マークを付けることによって、周囲の車が注意してくれます。」	・　自車の存在をより早く気付かせるために、前照灯を常時点灯することも有効であることを理解させる。
②　無理な運転をしない。	・　次のような状況での運転はできるだけ避けるよう指導する。 ○　体調がすぐれないとき。 ○　夜間、悪天候時 ○　不慣れな道路、狭隘な道路、高速道路 ○　長距離・長時間運転、渋滞時 [フレーズ例] ・　「○○のときは運転を控えていただくのが賢明です。」	・　単独での運転は控え、家族等を助手席に同乗させることを勧める。
③　シートベルトの正しい装着	・　自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要	・　後部座席のシートベルト装着が義務

（四輪のみ）	なことと、その正しい装着方法について指導する。 [フレーズ例] ・「腰のベルトは骨盤にしっかり巻くように固定してください。」 ・「肩ベルトは首にかからないようにしっかり締めてください。」 ・「後部座席の人にもシートベルトを付けさせて下さい。」	付けられたことを周知させる。
④ ヘルメットの正しい装着（二輪のみ）	・ ヘルメットの正しい装着について指導する。 [フレーズ例] ・「事故を起こした時にヘルメットが脱げないように、あご紐はしっかり締めましょう。」	・ 適正にあご紐を締めることの重要性を理解させる。 ・ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることも理解させる。
⑤ 正しい運転姿勢	・ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。また、高齢者は老人性眼瞼下垂（※）のために上方の視野が制限されることにより、信号や一時停止標識の見逃しや見誤りを生じることがあるので、前屈みになりがちな運転姿勢を正しく矯正する。 [フレーズ例] ・「正しい運転姿勢が、安全運転の第一歩です。」 ・「姿勢が悪いと視野が狭くなったり、ブレーキがしっかりとかけれないことがあります。」 ・「座席の位置は、ブレーキを踏み込んだときに膝が僅かに曲がる程度に合わせてください。」	※ 老人性眼瞼下垂とは、高齢者に比較的頻度の高い後天性疾患である。眼瞼挙筋や腱膜の異常で上まぶたが挙がらなくなり「まぶたが重い」などの症状から視野障害を生じる。

(3)　運動機能に関する課題

「方向変換（四輪）」

ア　指導重点

現行の運転免許技能試験の課題の中から、複数の運転操作を同時に行うことが困難である等、高齢者特有の状態を明らかにするものとして方向変換を実施し、運動機能の状況を認識できるように指導させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
○　直角バックにより、定められた場所に後退する。	・　ひとつのことに気を奪われることなく、以下の項目を同時に行えるように指導する。 ア　速度調節 イ　車両感覚 ウ　後退する方向及び周囲の安全確認 エ　ハンドル操作	・　定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。

［コース設定の例］

ア　方向変換コース
（既存のコース）

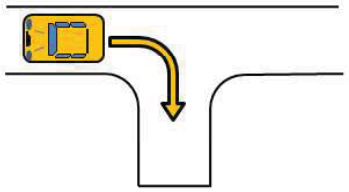

イ　白線コース
（駐車場の利用）

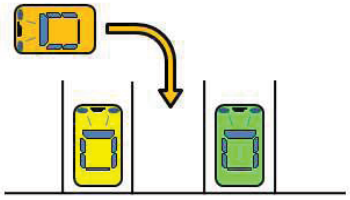

ウ　垂直パイロンコース
（パイロンを使用して設置）

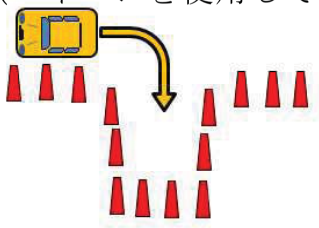

「８の字旋回（二輪）」

ア　指導重点

複数の運転操作を同時に行うことが困難である等、高齢者特有の状態を明らかにするものとして、速度調節及びバランス操作が必要とされる８の字旋回を実施し、運動機能の状況を認識できるように指導させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
①　８の字コースにおいて又はパイロン２本を使用して実施する。	・　あらかじめ指導員が模範走行を行ってから指導する。	
②　旋回する手前で適正速度に減速する。 ③　ＭＴ車の場合は、適正なギアを選択する。 ④　適正な車体のバンク操作により、連続した８の字走行を行う。	・　ひとつのことに気を奪われることなく、以下の項目を同時に行えるように指導する。 ア　速度調節 イ　ギアの選択 ウ　車体のバンク操作	・　連続して８の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ・　セーフティゾーンを十分に確保すること。

「見通しの悪い交差点」

ア　指導目標

年齢に伴う視野の狭小化が運転に及ぼす影響について対応するため、見通しの悪い交差点を実施し、水平視野の狭小によって左右の見通しが悪くなり交差車両の発見が遅れる等の危険性を体験させ、運動機能の状況を認識できるように指導させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
①　交差点とその付近の状況を把握する。	・　見通しの悪い交差点に差し掛かったときは必ず徐行し、標識・標示の有無を確認しながら注意深く通行するよう指導する。	
②　小きざみに進入しながら安全確認を行う。	①　自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。	・　交差車両の発見が遅れる等の状況等が見られた場合は、その危険性を認識させる。
	②　身体の上体を前に倒し覗きこむ姿勢などをして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。	・　動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。

「選択課題（四輪）」

ア　指導目標

適切なペダル操作及びハンドル操作が必要とされる段差乗り上げ、車両感覚走行、パイロンスラロームのうち、第２分類については１課題、第３分類及び75歳未満の者については２課題を選択して実施し、運動機能の状況を認識できるように指導させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
○　段差に乗り上げて直ちに停止する。	・　段差に乗り上げる時は、アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むように指導する。	・　微妙なアクセル操作と、アクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。
○　車両感覚走行（Ｓ字、クランク等の狭路走行）を実施する。	・　速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するように指導する。	・　速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。
○　パイロンスラロームを実施する。	・　パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。	・　ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。

「選択課題（二輪）」

ア　指導目標

適切なバンク操作及び速度調節が必要とされるコーナリング、パイロンスラローム、反応時間が結果に反映される目標からの制動のうち、第２分類については１課題、第３分類及び75歳未満の者については２課題を選択して実施し、運動機能の状況を認識できるように指導させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
○　適正な速度と進路により、コーナリングを行う。	①　カーブの手前で適正速度に減速させる。 ②　カーブでふらついたりしないように注意しながら、カーブ後半では徐々に加速させる。	・　カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解させる。
○　パイロンスラロームを実施する。	・　パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。	・　バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。
○　目標地点から制動を開始し、なるべく短い距離で停止する。	①　講習生の技量及び車種に応じて指示速度を設定する。 ②　タイヤロックさせない様に注意させる。 ③　制動距離にこだわらず、安全に停止するように指導する。	・　目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。

(4)　記憶力・判断力に関する課題

「信号機のある交差点」

ア　指導重点

記憶力・判断力が低下している者は、信号機のある交差点で信号を見落としたり、信号の色（青・黄・赤）の意味する内容を咄嗟に判断できず、無意識に信号無視をしてしまう傾向がみられることを踏まえ、次の内容を指導させる。

イ　指導内容

講習内容	指導要領	留意事項
①　信号機に接近する。	・　信号機に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。	
②　信号を確認する。	①　目前の情報処理に時間がかかり、信号を見てはいるが見逃しや見誤りを生じて赤信号（黄信号）を通過することがあるので、不慣れな道路を走行するときはもとより、慣れた道路を走行する場合であっても、常に信号機の存在を意識しながら運転することを指導する。	・　信号を確認する時は、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ・　信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ・　一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。
	②　黄信号のときは、停止位置に近接しているため急ブレーキを踏まなければ安全に停止することができない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。	

	③　時差式信号交差点等における複雑な信号現示の仕組みや、その通行方法等について指導する。 ［フレーズ例］ ・　「信号機に近付いたら、信号をしっかり確認する習慣を付けてください。」 ・　「その都度『今の信号は○色。』と声を出すことも安全な方法です。」 ・　「信号機が連続している道路では先の信号も確認しながら運転してください。」 ・　「黄色信号のときは、急ブレーキを掛けなければ止まれないとき以外は、交差点の手前で止まる習慣を付けてください。」 ・　「右（左）折するときは、信号が青色でも歩行者や自転車に注意してください。」	

「一時停止標識のある交差点」

ア　指導重点

記憶力・判断力が低下している者は、一時停止標識のある交差点で一時停止をしなかったり、見通しの悪い交差点を通行するときの徐行が不十分で、交差車両の有無を確認するための左右の安全を怠る傾向がみられることを踏まえ、次の内容を指導させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
①　交差点とその付近の状況を把握する。	・　道路の幅員が狭かったり、見通しの悪い交差点に差し掛かったときは必ず徐行し、一時停止標識の有無を確認しながら注意深く通行するよう指導する。	・　一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。
②　停止位置を確認し、確実に停止する。	①　一時停止標識のある場所では確実に一時停止させる。 ②　「一時停止」と「安全確認」とは一対の運転行動であり、安全確認をしながら停止するのでなく、自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。	・　「一時停止」と「最徐行」を同一視している傾向があるので、一時停止場所では自車のタイヤ回転を完全に止めることを意識しながら停止することを意識付ける。
③　交差道路の状況を確認する。	・　停止線を越えて自車の前部が交差点内に入った状態で停止する傾向があるので、停止線の手前では確実に一旦停止し、次に交差道路を進行する車両	・　片方ばかりに気を取られることなく、左右まんべんなく確認を行うことの基本を改めて指導する。

	等を視認できる位置にまで自車を進めて再度停止するよう（「二段階停止」ともいう。）指導する。 ［フレーズ例］ ・　「一時停止した後、一呼吸置いてから発進するよう心がけてください。」 ・　「信号機のない交差点に近付いたら、道路の幅や標識を確認して優先関係を確認してください。」 ・　「特にオートマチック車を運転するときは、一時停止場所で確実に停止することを心がけてください。」 ・　「停止線の直前で一時停止したのち、交差道路の状況を確認できる位置まで出て安全を確認してください。」	

「進路変更」

ア　指導重点

記憶力・判断力が低下している者は、進路変更時、路端からの発進時、障害物の回避時及び車線変更時等に合図を出さなかったり、合図を出す際の安全確認が不十分である傾向がみられることを踏まえ、次の内容を指導させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
①　適切な時期に合図を出す。	・　進路変更時（右左折時）は意識して早めに合図を出させ、自車の行動を周囲に知らせる。	・　走行中に合図を出さなかったときは間髪を入れず指摘し、合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させること。（第１分類の１回目の走行時を除く。）
②　後方及び側方の確認をする。	・　進路変更時（右左折時）に後方及び側方の確認を怠る傾向があるので、巻き込み等の危険性を理解させる。	・　ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと直接目視で後方及び側方の確認をすることを習慣付けること。
③　進路を変更する。	・　緩やかに進路を変更するように指導する。 [フレーズ例] ・　「必要のない進路変更は避け、進路変更は最小限にとどめてください。」 ・　「進路変更時の合図を早めに出すように心がけてください。」 ・　「進路変更をする前にミラーで後方を確認してください（ミラーにも死角があります。）。」	

「カーブ走行」

ア　指導重点

記憶力・判断力が低下している者は、カーブでの速度調節及びハンドル操作を適切に行えずに速い速度で進入し、対向車線にはみ出して正面衝突事故を起こしたり、注意を向けた方向に無意識にハンドルを向けてしまうことにより、道路外に逸脱して重大事故を起こすことがあることを踏まえ、次の内容を指導させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
①　カーブ手前で減速する。	・　あらゆる状況に対応できるように、カーブの手前での減速を徹底させる。	・　見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。
②　曲り具合に応じた速度で走行する。	・　速度が速いと遠心力によって外に膨らみ､危険であることを理解させる。	・　蛇行運転やフラつき運転を認めた場合は、その場で「今、フラつきましたよ。」と声を掛ける（第１分類の１回目の走行時を除く。）。
③　正しい運転姿勢を保つ。	・　カーブでは運転姿勢が乱れやすいので、常に正しい運転姿勢を保つよう指導する。 [フレーズ例] ・　「カーブの手前では、しっかり減速してください。」 ・　「カーブの途中でブレーキを踏むと危険です。カーブに入る前に必ず速度を落としましょう。」 ・　「特に左カーブでは、センターラインを超えてしまいやすいので速度を落としてカーブに進入しましょう。」 ・　「スピードが速いと遠心力が働いてしまい、外に膨らむので危険です。」	

(5)　実車指導終了後のディスカッション（75歳未満の者が対象）

ア　指導目標

事故事例の紹介やヒヤリハット体験の発表、実車指導の反省点等の発表を実車指導に引き続きディスカッション形式で行うことによって、危険予測能力を高めるとともに、年齢に伴う安全運転上の留意点を自覚させ、安全運転能力を向上させる。

イ　指導内容

指導内容	指導要領	留意事項
①　事故事例の紹介	・　事故事例を紹介し、受講者に事故の原因と予防方法を考えさせる。	・　事故事例は、イラストや写真等を活用し、受講者が理解し易いように配慮すること。
②　ヒヤリハット体験の発表	・　受講者自身のヒヤリハット体験を発表させ、その原因と予防方法を考えさせる。	・　指導員の説明はポイントや結論等の最少限のものとし、受講生に発言させること。
③　実車指導の反省点等の発表	・　実車指導における自分の運転の反省点と、他の受講者の運転で参考になった点等を発表させる。	・　受講者同士での運転批判とならないように、注意することが必要であり、他者の運転の批判点を指摘させるのではなく、良好点を指摘させるなど、ディスカッションの内容に留意すること。 ・　車内ビデオやコース固定カメラ設置等により、実車指導の内容を映像として録画してディスカッションに活用することも検討すること。

別記様式１（４関係）

運転頻度等問診票

教習所名（　　）

年　　月　　日

受講者名		生年月日	年　　月　　日生	指導員名	

１　あなたの日常の運転状況は、

(1) 毎日運転している。

(2) ときどき運転している。
○　週　　回ぐらい
○　月　　回ぐらい

(3) 普段全く運転しない。

２　通常運転している車両

(1) 大型　(2) 中型　(3) 普通　(4) 大特　(5) 大型二輪　(6) 普通二輪　(7) 原付

(8) 小特

３　実車による指導を受ける場合、希望する車種は、

(1) マニュアル車を運転したい。
（大型、中型、普通免許保有者）

(2) オートマチック車を運転したい。
（大型、中型、普通免許保有者）

(3) 原動機付自転車を運転したい。
（大型、中型、普通、大特、大型二輪、普通二輪免許保有者）

別記様式２（４関係）

運転行動診断票

教習所名（　　）

年　　月　　日

受講者名		生年月日	年　　月　　日生	指導員名	

課題	項　　目	第３分類・７５歳未満	第１分類・第２分類	備　　考
信号機のある交差点	信号機手前での減速	□	1　2　3	
	信号の確認	□	1　2　3	
	信号に従った運転	□	1　2　3	
	特記事項			
一時停止標識のある交差点	交差点手前での徐行	□	1　2　3	
	一時停止標識の確認	□	1　2　3	
	確実な停止	□	1　2　3	
	停止位置	□	1　2　3	
	交差道路の安全確認	□	1　2　3	
	二段階停止	□	1　2　3	
	特記事項			
進路変更	**合図の有無**	□	1　2　3	
	合図の時期	□	1　2　3	
	安全確認	□	1　2　3	
	緩やかな進路変更	□	1　2　3	
	特記事項			
カーブ走行	カーブ手前での減速	□	1　2　3	
	曲り具合に応じた速度	□	1　2　3	
	ふらつきのない運転	□	1　2　3	
	正しい運転姿勢	□	1　2　3	
	特記事項			
講　　評				

注１　できた項目にチェック（✓）を入れる。第１分類・第２分類における数字は、繰り返し実施した回数を示し、実施している回数のところにチェックを入れる。

注２　網掛け部分は、特に重要な指導項目を示し、第１分類・第２分類の繰り返しの目安とする。

注３　実施できなかった（しなかった）課題については、斜線を引き抹消すること。

注４　実車指導終了後、75歳以上は第１分類・第２分類・第３分類のいずれかに○印をすること。